

第百九十回国
参議院国土交通委員会會議録第十四号

平成二十八年五月三十一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十六日

辞任

渡邊 美樹君

補欠選任

金子原二郎君

五月三十日

辞任

阿達 雅志君

補欠選任

井原 巧君

金子原二郎君

渡邊 美樹君

五月三十一日

辞任

前田 武志君

補欠選任

牧山ひろえ君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

金子 洋一君

豊田 俊郎君

渡辺 猛之君

広田 一君

増子 輝彦君

河野 義博君

青木 一彦君

井原 巧君

江島 潔君

大野 泰正君

北川イツセイ君

小泉 昭男君

末松 信介君

山本 順三君

渡邊 美樹君

田城 郁君

野田 国義君

国務大臣

国土交通大臣

副大臣

国土交通副大臣

国土交通副大臣

環境副大臣

大臣政務官

国土交通大臣政務官

国土交通大臣政務官

事務局長

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府規制改革推進室次長

内閣府地方創生推進事務局審議官

厚生労働省医薬・生活衛生局長

国土交通省都市安全部長

国土交通省都市局長

国土交通省住宅局長

国土交通省航空局長

観光庁長官

牧山ひろえ君

谷合 正明君

辰巳孝太郎君

室井 邦彦君

中野 正志君

吉田 忠智君

行田 邦子君

脇 雅史君

石井 啓一君

土井 亨君

山本 順三君

井上 信治君

江島 潔君

津島 淳君

田中 利幸君

刀禰 俊哉君

伊藤 明子君

福田 祐典君

栗田 卓也君

由木 文彦君

佐藤 善信君

田村明比古君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(金子洋一君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、阿達雅志君が委員を辞任され、その補欠として井原巧君が選任されました。

○委員長(金子洋一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、国土交通省都市局長栗田卓也君外六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金子洋一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金子洋一君) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野田国義君 おはようございます。民進党の野田国義でございます。

衆議院の方には、不信任案、午後からということでございますので、しつかり午前中質問をさせていただきますと思います。死んだふり解散もありますので、緊張感を持って質問させていただきますと思います。

私も、この都市再生、非常に注目していると

ところでございます。この十年來ずうっといろいろな法案が出されてきたということでございます。

しかしながら、それがちゃんと効果があったのかという、なかなか本場に都市再生あるいは住宅の再生というのは改めて難しいんだなということを感じておるところでございます。今回の法案がしつかりそういった都市の再生につながるということをお願いしております。

その中で、私、ちょっと逆質問をさせていただきたいと思うんですが、団地の閉じ方、いわゆる集合団地、日本は御承知のとおり、高度成長期からずうっと建てられてきたということでありまして。しかしながら、もう御承知のとおり、人口減少社会にあつて、当然、その後、いろいろな団地が本当、建物をなくすことを私はひとつ考えていかなくちやいけないうんじやなかるうかなと、それこそが一つの都市再生につながるということを強く思っているところでございますけれども、国土交通省内でこの団地の閉じ方、何らかの検討は逆に行われているのかどうか、お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○政府参考人(由木文彦君) お答え申し上げます。

御指摘の点につきましては、平成二十六年七月から有識者等が集まっていたで組織してございました住宅団地の再生のあり方に関する検討会におきましてもいろいろ御意見をいただいていたところでございます。例えば、長期的な行政コストの面から、郊外に立地する団地については中心部へ移転していくことも選択肢の一つではないかという御意見、あるいは逆に、郊外の団地は郊外の生活拠点としてまちづくり上位置付けられるケースも多いため、地域の状況により縮小する場合と拠点化される場合の両方が考えられるのではないかとといったような多様な意見が寄せられた

ところでございます。

住宅団地の再生に当たりましては、御指摘のように、今後人口が減少していくことを踏まえ、コンパクトなまちづくりの一環として進めていく必要があるというふうに考えております。例えば、立地適正化計画における居住誘導区域の外に存しますような住宅団地については、今後需要が大きく低下するという事も想定されるところでございます。

このような場合には、やはり少なくとも三つの観点からの検討が必要ではないかというふうに思っております。

一つは、引き続き居住される方々の居住の安定の確保でございます。これについては、例えばバス網等の公共交通のネットワークの問題等々も同時に生じてくる問題かというふうに考えております。

二つ目の問題は、既存の建物の減築や除却を行っていくということでございます。これは、現在空き家の問題等出ておりますが、空き家、空き地の管理をどのようにしていくのか、あるいは集約化を進めていくことができるのかといったような問題でございます。

三つ目は、やはり全体あるいは部分として他の用途への転換を図ることをどのようにしていくのかという問題でございます。これは、例えば福祉との連携の問題、あるいは物流拠点を別途整備していく、あるいは農業との連携というものも必要になってくるかもしれません。そうした総合的な政策との連携が必要になってくる問題だと思っております。

こうした三点、いずれも大変重要な問題でございますが、こうした点については、基本的には地方公共団体が地域全体のまちづくりの観点から総合的に対処していくべき問題であるというふうに考えておりますが、国としても、こういった人口減少社会における団地の再生の在り方については今後きつちりと検討していくべき課題であるというふうに考えているところでございます。

○野田国義君 今御答弁いただきましたように、団地の閉じ方は非常にこれからは重要になっていくと思えますし、また、今お答えになりましたように、他の用途で住宅を、うまく建物を活用していく、このことも非常に日本にとって、なかなか日本はこういった文化が出ておりません。フランスなんか駅舎を美術館にしたりとか、御承知のとおり、そういうものがたくさんあるということでございますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それからもう一つ、皆さんもそうかと思いますが、最近東京を中心にいわゆる超高層マンション、超高層マンションですね、おおむね六十メートル以上で二十階以上ですが、こういった建物が本当に乱立をしてくているということでございます。この間、ちょうどテレビ見ておりましたら、空中族っていうんだそうですね、空中族。いわゆる建物、超高層ビルのマンションを買って、そこを売却して、そのうちちょっとそこで値段が上がると、またそこで次のマンション、超高層ビルを買っていくという人をそういうふうにいいうそうでございますけれども、この問題、私今申し上げました、高度成長期にどんどん団地が出てきて、今それが大きな問題になっております。すると、数十年後にはこの超高層のマンションが今度また大きな問題になっていくのではないのかなと。人口はどんどん減っていくわけでございますので、いろいろな管理組合の問題とか、大規模の修繕等、非常に超高層ビルになると難しくなっていくという技術的な問題もあるわけでございますので、この辺りのことをどうお考えになっておられるのか、お聞きしたいと思えます。

○国務大臣(石井啓一君) 大都市圏におけます高層マンションの供給自体は、高齢者の都心居住や若年層の一次取得など、大都市圏内における居住ニーズに対応したものであると認識をしております。人口減少傾向が進む中、東京圏など大都市圏におきましても、将来的には建物の老朽化に合

わせて空き家が増加したり、また、居住者の高齢化が進むマンションが増えていく可能性もあるというふうに考えてございます。

ただ、東京においては、国際競争力強化の観点から大都市圏を強化をしようという今発想でいるんな取組をやっておりますので、海外から人材を呼び込んでいくということでは、国内の人口減少が進んだとしても、海外と競争して海外から人材を呼び込むということであれば、将来的にこの東京の高層マンションにおいても需要が確保されるということではないかなというふうに思っております。

○野田国義君 しっかりと、超高層マンション、この対策というものも、今申し上げましたように、十年後、二十年後、大きな問題になっていく可能性もあると思えますので、是非とも御検討を、対策をお願いしたいと思っております。

そしてもう一つが、去年三月十四日ですが、国交省におきましてはマンションの標準管理規約ですが、この改正を行ったと聞いているところでございます。地域コミュニティも配慮した居住者間のコミュニティ形成に要する費用の部分が削減をされたと聞いているところでございます。今申し上げました、マンションというのは大体がこのコミュニティの問題が非常に重要でございまして、また、大規模災害等への対応もマンション内のコミュニティ形成の重要性は言うまでもないところでございます。

このような改正に至った背景がどういう背景だったのか、そして本改正を補うための何らかの施策は講じられているのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(由木文彦君) お答えいたします。

御指摘のコミュニティ活動につきましては、その重要性が指摘をされる一方で、強制徴収の管理費の中から任意負担の自治会費へ支出したことをめぐり裁判において管理組合が敗訴したというような事件が起きております。一方で、飲食への

支出をめぐるとトラブルも起きていることなども踏まえまして、マンション標準管理規約におきまして、従来のコミュニティ条項など関係規定の再整理を行いました。マンション及び周辺を含めた防犯、防災、美化などの居住環境の維持向上に資するコミュニティ活動は可能であることを明示をしたところでございます。

具体的に申しますと、管理組合の活動は強制徴収されます管理費で行われるものでございます。これを財源といたしまして、任意徴収でございます自治会費への支出や、あるいは主として親睦目的の飲み会、一部の者のみを対象としたサークル活動等を行うことは適切ではございません。この趣旨から、拡大解釈の懸念がございましたコミュニティ条項は整理をすることいたしました。

一方で、例えば防災活動を始めたしまして、居住環境の維持向上に資する活動については管理組合の業務としてこれを行うことができる旨を明らかにいたしまして、管理費から支出も可能であるということを示記をいたしました。

あわせて、マンション管理の適正化推進に関する法律第三条に基づくマンション管理の適正化に関する指針、これを改正をいたしました。マンションにおけるコミュニティ形成は重要であり、管理組合にあっては区分所有法のつとめ、良好なコミュニティの形成に積極的に取り組むことが望ましいという旨を今回初めて位置付けをしたところでございます。

以上でございます。

○野田国義君 都市再生、日本の地域の再生においてもこのコミュニティというのが一番大切なものであるということでございますので、この位置付けについてはしっかりと考えていただきたいと思います。

テーマを変えまして、ちょっと違う質問をこの後させていただきますけれども、パイロット養成のための奨学金制度でございますが、私、実を言いますと、この陳情という要望を受けたんです。なかなか、結構裕福な家庭だそうでございます

すけれども、しかしながら、それでも子供をパイロット養成の学校にやっつけてお金が必要ないというんで、どこからかお金を借りられないだろうかみたいな質問を受け、そしてまた、今の国の制度なども調べていただいたところでございませうけれども、平成二十六年の八月ですか、国交省、航空会社それから民間養成機関等から構成された航空機の操縦士養成連絡協議会を設置されたこと。

そこでいろいろ検討をされておるといことはお聞きをしておりますのでございませうけれども、この資金等が、奨学金の原資となるお金なんかが集まるのか、そういった見込みはどうなっているのか、あるいは、パイロットの道をそういった資金的な面で諦めている、諦めなくてはならない生徒も出てくるのではないかと思いますけれども、こういったところの支援はどのようになっているのか。御承知のとおり、大学生の支援の問題等いろいろと国の方でも問題になっておりますけれども、このパイロットについてはどのようになっている、どのような改善がされているのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(佐藤善信君) お答え申し上げます。御指摘のとおり、航空需要の増大に伴いまして、将来的な操縦士、パイロットの不足が懸念されているところであります。これに対応するため、平成二十六年七月に、国土交通省交通政策審議会の小委員会におきまして、パイロット、操縦士の養成確保策が取りまとめられたところであります。その中で、操縦士の養成確保のための中長期的な取組といたしまして、若手操縦士の供給拡大について産官学の関係者で構成される協議会を設置して検討を行うべきとされたところであります。

これを踏まえまして、委員御指摘のとおり、平成二十六年八月に、国と航空会社、さらには私立大学などの民間養成機関から成ります航空機操縦士養成連絡協議会が設置され、民間養成機関にお

ける高額な学費負担の軽減策や訓練生の技量レベルの向上策、航空を志望する若年層の裾野拡大等について検討が進められておるところでございませう。このうち民間養成機関における高額な学費負担の軽減策としての奨学金制度につきましては、同協議会において訓練生を対象とした無利子貸与型の奨学金の創設を目指すこととされており、現在、今年度中の運用開始を目指しまして、運営主体の在り方や奨学金原資の確保等について検討を進めているところであります。

国土交通省としては、引き続き、関係者とも協力し、操縦士の養成確保に取り組んでまいりたいと考えているところでございませう。

○野田国義君 二千万から掛かるということですね、学費が。これじゃ、とても本当、家族大変だと思えますので、何とか支援の方を。そして、今御答弁されましたように、無利子貸与型と、これもまた予算委員会等問題になりましたように、本当にそれでいいのかと。やっぱり給付型が必要になつてくると思えますけど、その辺りのところを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(佐藤善信君) お答え申し上げます。まず、その奨学金の規模でございませうけれども、できまして一千万円程度を目指して奨学金を給付できないかということで検討を進めてございませう。

それから、その給付の仕方につきましては、やはりまずは、原資との関係もございませうので、無利子貸与型の奨学金の創設を目指すということで検討を進めておるところでございませう。

○野田国義君 是非とも給付型、これを、大学の方でも問題になっておりますけれども、お願いをしたいと思っておりますのでございませう。

それから、この間から我が党の藤本議員でございませうが、質問がございました民泊の件でございませうけれども、これ、この間からフランスの方から宿泊業界団体が見えてシンポジウム等があつ

たということ、ここに資料を持っております。恐らく読まれた委員の方々もたくさんいらつしやるかと思いますが、これを見て、なるほど、フランス、八千万からの観光客があるということでございますけれども、日本の約四倍、これをどうしていくかということで、民泊を進めていったらいろいろ問題が出てきたということでございます。

そこで、私もこれ、フランスのそういった提言というものを日本もしっかりと参考にして対策を講じていかないと大変なことになるんじゃないかなと講じておられます。エアビーアンドビーですか、これで検索をいたしますというところから出てくるわけでございませう。そしてまた、予算委員会では我が党取り上げさせていただいておりましたが、京都の方でその実態を調べたら、五割近くが分からないというような物件が、そういう状況であつたということでございまして、この問題は本当に大きな問題であらうと思っております。

いわゆるフランス、一つちょっと例を紹介いたしますと、観光客が多い地域では、住民が減り学級閉鎖に陥る学校も出てきておるといふことでございませう。こういった問題、そして民間の家賃が高くなるというふうなことも出ております。どう捉えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(田村明比古君) フランスにおきまして民泊が所在不明のまま急増し、家賃の上昇や脱税、安全面の問題等が生じたという報道があることは承知をしております。日本におきましても民泊の実態が先行し、衛生面や安全面での懸念や近隣トラブル等の問題も生じているため、厚生労働省と共同で検討の場を設け、民泊のルールの在り方について検討を重ねてきているところでございませう。

その結果、現時点では、フランスの民泊の問題点なども参考にして、住宅提供者に対して民泊を実施する場合に行政庁へ所在地等の届出を課すとともに、住宅提供者や受託管理者に対して必要最

小限の衛生管理措置や利用者の確認、近隣トラブル防止のための管理責任を課すこと、それから行政庁による報告徴収、立入検査、違法民泊を提供した場合の罰則を整備することなど検討しております。

それから一方、仲介事業者に対しましては、行政庁への登録を義務付けた上で、消費者の取引の安全を図るため、取引条件の説明義務や、不適正な民泊であることをサイトに表示する義務を課すとともに、サイトからの削除命令、不適切な民泊であることを知りながらサイト掲載をしている場合の業務停止命令、登録取消しのほか、法令違反行為を行った者の名称や違反行為の内容等を公表できるようにすること等を通じまして、匿名性を排除して民泊の適正な管理を確保する方向性が固まってきたところでございませう。

今先生御指摘の、本年三月にフランスの宿泊業界が来られて、日仏の宿泊業界で共同声明というのを出されておりますけれども、そこに盛り込まれた課題にも対応できるように、我々ルール作りの検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○野田国義君 ほかに、旅館業、いわゆるホテルが潰れたとか、そしてまた脱税を生む、雇用をそのことによってまた奪われたとか、テロリストの潜伏先にもなったというような指摘がなされておるところでございませうので、是非ともこれは、本参考人にするということが大切だと思っております。お願いしたいと思ひますし、また、ほかの報道を見てみましても、フロント設置義務ですよね、これ、しかし三十五自治体が緩和せずと。だから、自治体は分かっているんですね。

結局、この問題、民泊をどんどん広げていったら、騒音の問題を始め今私が指摘してまいりましたような問題が生じるであらうということ、各自治体もあえて緩やかにしないと、いわゆるフロントの設置義務を設けているということでございますが、この点についてはどうお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(田村明比古君) 本年四月に厚生労働省から出された通知改正はフロントの設置義務を緩和するものでございまして、簡易宿所の床面積要件の緩和と併せて旅館業の簡易宿所の許可の取得を容易にするものでございますけれども、一方で今回の改正に対する各自自治体の対応は、民泊をめぐるそれぞれの事情が異なっていること、それから、現在観光庁と厚生労働省により検討会が設置されて民泊全体のルール整備について議論がなされていること等を踏まえた判断であるというふうに理解をしております。

観光庁としては、民泊を行政の把握可能な状況に置くとともに、安全面や衛生面、近隣住民とのトラブル防止が図られた上で健全な民泊が提供されるよう、本年六月中をめどに詳細な制度設計を行ってまいりたいと考えております。

○野田国義君 こういう問題、それから白タクの問題、民泊の問題、規制緩和するだけがいいということじゃありません。非常にこういった問題もどんだん生じてくるということでございますので、しっかりとした対応を国交省にお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○増子輝彦君 おはようございます。民主党の、あつ、民進党の増子輝彦でございます。まだ定着しません、申し訳ありません。

国会も会期末を控えているような動きがありましたが、ようやく私の思い入れのあるこの都市再生法案が今日審議ができて、この委員会で採決ができることになりました。百里の道も九十九里をもつて半ばとするという言葉がありますが、何とか最後までこの法案がしっかりと成立できることを願っておりますし、また、再三、田端官房長からは、今日は私の誕生日ですので何とかプレゼントをと言われておりますので、その思いを持って私もしっかりと今日は質問をしながら、この法案の成立を皆さんとともに願っておりますのでございまして、地方都市と大都市の格差が非常に激しく

なっていることはもう御案内のとおりでございます。そういう状況の中で、今回の都市再生法の改正につきましては、様々な観点から私も大変いい法案だと、しかし若干足りない部分もあるのかなと思いつつも、是非この法案を進めていっていただきたいと思っております。

そこで、限られた時間の中ですので、三点お聞きをしたいと思っております。

第一点は、東日本大震災、熊本地震が発生をいたして、大変厳しい現状にそれぞれの地域が依然としてあるわけでありまして。特に熊本の方々は、改めてお見舞いを申し上げ、お亡くなりになつた方々の御冥福をお祈り申し上げたいと思ひますが、今回の法案で、防災、これらについてもこの法案でしっかりとやっていこうということでありますが、この法案で、この震災から何を学び、そしてこれがどのような形で都市再生に生かされるのか、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石井啓一君) 東日本大震災の際には、首都圏において避難者、帰宅困難者による大きな混乱が生じたことを踏まえまして、交通結節点等の都市機能が集積する大都市におきまして防災機能を強化するために、平成二十四年の法改正で都市再生安全確保計画制度を創設をいたしました。

また、東日本大震災では、電力を継続的に供給できなくなる懸念が改めて認識をされました。このため、災害時におきましても、エリア内のビル、病院等にエネルギーを継続して供給する取組を支援をまいりました。今回の法改正におきましては、これを将来にわたって担保するために、新たに協定制度を創設することとしたところでございます。

一方、熊本地震による被害の調査分析はまだ途上ではございますけれども、比較的古い住宅の倒壊ですとか液状化、造成宅地の被害など、我が国の都市の市街地が抱える脆弱性が明らかになりつつございます。

今般の法改正におきましては、市街地の防災性の向上に有効な市街地再開発事業につきまして、地方都市での柔軟な活用を可能とする措置を盛り込んでおります。都市の安全性向上に寄与するものと考えております。

○増子輝彦君 ありがとうございます。

東日本大震災においての様々なエネルギーの不十分というのは大変大きな問題になりました。ガソリン不足の問題を始め、様々なところが問題として出され、今回の熊本の災害についてはかなり私はその教訓が生かされたという評価をいたしております。

例えば、LPGガスなんかは非常に災害に強いということ、これについては公共施設関係等に設置をするということも我々は積極的にやってまいりました。国交省の方でも先般このことが明確に位置付けられましたので、さらにこれらの問題について、大規模災害に対応する環境整備というものを、大臣、しっかりと進めていっていただきたいと思っております。

次に、先ほど申し上げたとおり、大都市圏と地方の格差が本当に顕著になり、ますます拡大している。ましてや、人口減少という厳しい現状の中で、これからの地方都市は一体どうなっていくんだらうと。人口減少や少子化、高齢化の進展、これが都市政策に大いに影響が出てくると思ひます。

今回のこの法案でこれらの問題についてどのようにそれが生かされ、またこの人口減少や高齢化社会あるいは様々な問題点について、どのようにその政策の転換といえますか、大都市圏集中ではなくて、地方が活性化するか、これはまさにふるさと創生にもつながってくるんだらうと思ひますが、このことについての御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石井啓一君) 人口減少や高齢化が進む地方都市やまた大都市の郊外部などでは、生活に必要な都市機能を確保し、高齢者も安心して暮らせるまちづくりを進め、地域の活力を維持する

ことが重要でございます。そのために、町の拠点となる地区に医療、社会福祉、教育等の都市機能を誘導し、コンパクトなまちづくりを推進することが重要であります。

このため、平成二十六年の都市再生特別措置法の改正によりまして、福祉などの生活サービス機能と居住を誘導するための制度を創設をし、コンパクトなまちづくりを進めているところでございます。

本法案におきましては、従来からの施策に加えまして、再開発手法の多様化などの措置を講じることとしております。これらの施策によりまして、例えば点在していた高齢者世帯を集約することと訪問介護の生産性を向上させたり介護サービスの充実を図ることができると思っております。また、人口が減少する中、公共交通を利用した外出機会を増大させることで町中での消費の拡大、中心市街地の再興を図るなどの取組を進めることができるというふうに考えております。

関連する施策を総動員いたしまして、人口減少、少子高齢化時代の中でも地方都市ごとの様々な政策課題に着実に対応してまいりたいと考えております。

○増子輝彦君 ありがとうございます。

次に、この法案が改正される以前に様々な改正が、再生法等を含めてあるいはあったわけですが、その中で、立地適正化計画の作成につきまして今具体的な取組を行っている都市は平成二十八年三月三十一日時点で二百七十六団体と聞いておりますが、今回の改正によりこれらの団体はどのような形になっていくのか。また、この法案によつてどのように生かされていくのか。特に、これらの中での地方都市の再生はしっかりとできるのか。

今大臣からいろいろ御答弁をいただきましたが、言うはやすし行は難し、医療施設の集中化とかあるいは高齢化に対する対策ということ、言葉ではなかなか前向きなんです、現実、地方都市はそう簡単ではないという現状もあるわけ

す。計画は立派だけど、なかなかその中に具体的なものが入ってこない。そのやっぱり、何というんですか、誤差といいますが、非常にずれが、地方都市がなかなか復活できないし、人口を含めた、様々な施設もできて人が集まらない、むしろどんどんどんどん大都市圏に転出してしまおうという現状もあるわけです。

この辺について、大臣のお考えをお伺いしたいと思っています。

○国務大臣(石井啓一君) 委員御指摘のとおり、平成二十八年三月三十一日現在で、二百七十六の市町村で立地適正化計画の作成に取り組んでいるところでございます。

今回の法案におきましては、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進めるために、一つには既存ストックを活用して地域の身の丈に合った規模の市街地再開発を可能とする手法の創設、さらに町中誘導施設の整備促進を図る地区の追加など市街地再開発事業の施行要件の緩和、また空き地、空き店舗を有効に活用するための協定制度の創設等を行うこととしております。これらの措置の追加により、現在検討が進められております立地適正化計画の実効性が高まり、計画作成に取り組む市町村も増えていくものと考えております。

さらに、職員が現地を訪問いたしまして、計画作成に向けて重点的にコンサルティングを実施するなど、地方都市の再生を積極的に後押しをしてまいりたいと考えております。

○増子輝彦君 ありがとうございます。

国交省は、とにかくまちづくりの中核を担っているわけですから、経産省の中心市街地活性化と併せてよく連携を取りながら頑張っていたいただきたいと思っておりますし、今大臣の中に話があったとおり、現地に人を派遣して実情をよく聞いて、その上でしっかりとした地域づくり、まちづくり、都市再生をしていく。様々な問題は、現場に足を運んでいくことによっていろんなことが分かってくるわけですから、ここは積極的に今後とも努力をしていただきたいと思います。

質問を変えさせていただきます。

今現場というお話を申し上げましたが、福島の実状も、相変わらず大変厳しい現状にあるわけがあります。汚染水の処理がまだうまくいかない、やっぱり原発の収束についても非常に長い時間が掛かる、燃料デブリの抽出、あるいは使用済燃料棒の処理の問題を含め、本当にこれから百年は掛かるんじゃないかと、最低、私は心配をしています。

そういう状況の中で、特に今大きな問題の一つは、これは何度も何度もいろんな委員会を通して私も政府側とやり取りをしているわけですが、そういう問題意識の中で、特に福島に度々足を運んでいた中で、ある意味では政務三役の中で一番福島に足を運んでいたというのかなと、しよっちゅう新幹線でも会ったり、現地でもお会いしますが、今日は井上副大臣においでいただいておられますので、中間貯蔵施設関連についてしっかりと、今国会これが最後の委員会になりますので、このところを質問させていただき、明快な答えをいただきたいと思っております。

なかなか地権者との交渉が進展しない、相変わらず大変御苦労されていること、大変だと思えます。マンパワーを増やしてやってくれということも何度もお願ひしておりますが、これもそれほど十分な体制はできていない。こういう現状の中で、現在、現時点での地権者との契約実数は何人ですか。

○副大臣(井上信治君) 増子委員には……

○増子輝彦君 数字だけでいいです。

○副大臣(井上信治君) はい。

地元福島県のこの中間貯蔵施設事業、様々な御心配、御意見をいつも賜りまして、感謝を申し上げます。

現在の数字でございますが、地権者との契約に至った件数、百十三人、そして約三十五ヘクタールでございます。

○増子輝彦君 これしか進んでいないんですね、大変ですよ。このままでいくと何年掛かるの

か、あるいは何十年掛かるのか、大変心配をいたしているわけであります。

これは、県内各地に様々な仮置場から運ばなければいけないという状況があるわけでありまして、ここはもう今まで以上にしっかりとやっていただきたい。県内の各組長さんや関係者から聞くと、やっぱり環境再生事務所がだらしない。副大臣、ここはもう少ししっかりと指導して強力な体制つくらないと、多分、ひょっとしたら三十年掛かって地権者はまともな思いもしませんよ。しっかりと頑張っていたきたい。

ところで、現在の除染廃棄物の県内保管量はどのくらいあります。

○副大臣(井上信治君) 県内の除染廃棄物の保管量につきましては、平成二十七年十二月末時点で約千三百万立方メートルが保管されております。

○増子輝彦君 今後出てくることも含めて、最終的にはどのくらいになる予定ですか。

○副大臣(井上信治君) 最終的な量につきましては、今後の除染のやり方等々にもよりますけれども、最大二千二百万立方メートルということでは、我々は発表しております。

○増子輝彦君 このうち、現在、県内の小中学校、幼稚園、保育所、児童養護施設、障害児施設など、全体で何か所に保管されて、その保管量は幾らになりますか。

○副大臣(井上信治君) 県内において、小中学校、幼稚園、保育所、児童養護施設、障害児施設など、平成二十七年十二月末時点で千八百八十所、約三十三万立方メートル保管しております。

○増子輝彦君 大変な量ですよ。今後また更に増えるのかもしれない。子供の生活圏の周りのこの除染の廃棄物がこれだけ量があるということでは我々も大変心配をいたしております。空間線量は随分下がったことは事実であります。これから子供については、内部被曝等の問題も更に心配され、長期的な健康管理が必要になってくることは言うまでもありません。

それでは、今副大臣から話になられた千八百八十

か所、三十三万立方メートルにおける廃棄物をまとめて保管するためには、どのくらいの保管用地が必要になりますか。

○副大臣(井上信治君) このことについては、保管場の例えはその土地の形状などにもよりますので、あくまで一般論、計算上の一般論として申し上げますけれども、三十三万立方メートル程度の除染土壌等を中間貯蔵施設の保管場で保管するために使用する面積、これまでの実績などから約三十ヘクタール程度と考えております。

○増子輝彦君 それでは、副大臣、次にお伺いしたいんですが、パイロット輸送、試験輸送を今年間やりましたよね。そのときに、子供たちの身の回りの生活圏の場所からパイロット輸送で、できるだけ子供たちの健康のことを考えればこれを運び出そうという考えはあったのか、と同時に、それらを優先的に搬入するということは、環境省の中で、政府の中で検討されたんでしょうか。

○副大臣(井上信治君) パイロット輸送におきまして、どの保管場からどういう順序で輸送していくかということについては、保管をしている各市町村とよく協議をした上で決定をいたしました。その際は、市町村の意向というものを最大限尊重して決定したところです。

ちなみに、パイロット輸送において小中学校などの保管場から輸送した件数は三か所になります。

○増子輝彦君 副大臣、ここが大変問題なんですよ。やはり子供のことを考えたときに、パイロット輸送から本格的輸送、搬入のプロセスがあるわけですよ。なぜ子供のところを先にやろうという考えにならなかったのか。市町村との協議で、市町村の判断に委ねたというような今御答弁でした。その中で三か所だけ運び出したと、パイロット輸送で。なぜこのことが検討されなかったんでしょう、子供の身の回りの施設の関係から。なぜここは検討されなかった。全く問題意識はなかったのか、あるいは問題意識はあったけれども市町村に任せるといったことになったのか、ここはどう

いうふうな形でこのことが進んできたんでしょ
か。

○副大臣(井上信治君) どの保管場から輸送する
かという優先順位については、これ非常に慎重な
判断が必要だと思っております。基本的にはな
るべく早く搬出してもらいたいという地権者や
周辺住民の方はお考えだと思っております。そう
いう中でどこから先に運ぶかということでありま
すから、やはり地元意向を最大限尊重するとい
うことが我々の考えで、その上で協議をして決
めたということになります。

○増子輝彦君 地元の意向を優先するとおし
やいますけれども、環境省は、やっぱり子供の優
先順位は、プライオリティーは最大優先だと私は
思っております。それは、政治主導ではなくて、政
府主導でこのことはきちっとやるべきだったん
じゃないでしょうか。この反省、ありませんか。

○副大臣(井上信治君) そういう意味では、い
ろんなお考えがあると思うんです。子供たちの健
康のことです。やはりそこをなるべく優先して
いくという考え方というものは、それは尊
厳なことだと思えますけれども、ただ、そういう
ことも含めてやはり地元でどういった優先順位
を付けていただくかということが非常に大事だ
と思っております。そういう意味では、パイロッ
ト輸送の三か所というの、その三か所の市町村
の方から優先して搬出してもらいたい、そうい
う意向があった上で我々として決定したとい
うことになります。

○増子輝彦君 大変そこが問題なんです。これ
は後の質問につながるんですがね。

じゃ、今回の本格的搬送、搬入をするとい
うことがいよいよ始まりましたね。このことにつ
いても、市町村の判断に委ねて、子供の身の回
りの施設関連から優先的に運び出すということ
も全く検討されず、あくまでも市町村の判断に
任せているということではよろしいんですか。

○副大臣(井上信治君) そういう意味では、我
々も全く国として考えがなくというのではな
く

で、当然のことながら、輸送計画の段階で、じ
や、こういった優先順位を付けていこうかとい
ったことも検討をいたしました。

例えば、それぞれ市町村ごとに中間貯蔵施設
の立地である大熊や双葉を優先していくとか、
それから保管量の多いところは少し多めに、早
めに搬出しようとか、そういったことをいろいろ
考えた上で、その中の国の方針の一つとして、や
はり地元意向を優先していくべきだ、という
決定をしたということになります。

ですから、そういう意味では、今回の本格輸
送についても昨年のパイロット輸送と同様に市
町村とよく協議をした上で決定をいたしました。
ちなみに、今回の今年度の本格輸送においては
小中学校などは八か所搬出する予定であります。

○増子輝彦君 実は、今回、自民党の政治主
導という形の中で、双葉、大熊両町長さんに、
教育上の観点からも、人道的な面でも中間貯
蔵施設の町に共有地を提供してほしいという政
治主導のお願いがあったと。教育上の上でも、
人道的な面でも。これ、なぜ政府主導でやら
なくて、なぜ自民党主導で両町にこんなこと
をお願いするんですか。

これはもう自民党さんが、今までなかなか
速をしているという言い分には、どのアン
ケートを取っても進んでいないということが
明らかになりました。焦っているんじゃないで
しょうか、選挙を前にして。子供をだして
使うような形というのは余り良くないんじ
ゃないでしょうか。

やっぱり子供のことを考えたら、私、先
ほどからずっと申し上げているけれども、な
ぜ政府が最優先で子供の関係の施設から
運び出すということをやらないんですか。
政府は、これは非常に重要なことな
んです。これは政府でやらなきゃいけない
ことなんです。そんな市町村の判断に
任せるなんていう悠長なことを言ってい
られないんじゃないですか。じゃ、なぜ
自民党はこんなことを言い出して
きたんですか。あなたの方のやっている
ことが駄目

だから自民党が政治主導でやるという、こ
ういう判断をされると非常に困る人がた
くさんいるんですよ。誰も子供のた
めと言われたら反対する人はい
ません。

じゃ、例えば双葉町と大熊町、そ
れぞれ保管所を提供します、中間貯蔵施設。
しかし、双葉町からも中間貯蔵施設予
定の仮保管地に廃棄土壌を運んでいま
すよね。そこを後にしても、子供たち
の、ほかの自治体から運ぶというこ
とはなぜやれなかったんですか。

今回の自民党の政治主導という、両
町に対する町の町有地を提供し
るということについては環境省と事
前に協議があったんですか。端的に
イエスカノーか答えてください。

○副大臣(井上信治君) 今回の件につ
きましては、特段我々の方、事前の協
議はありませんし、現段階でも正式に
我々の方にお話がないという状況で
す。

○増子輝彦君 これは、環境省、これ
からでも遅くないんです。取りあ
えず、先ほど冒頭にお聞きしたと
おり、地権者が僅か百十三名だけ
で、三十五ヘクタールでした。この
用地のめどが立ったということでは
すよね。実は、苦渋の決断をした
大熊町、双葉町の両町、大変な過
程があったことは副大臣もよく御存
じですよね。

その中で、地権者の皆さんのことも
考え、町のことも考え、子供たちの
ことも考え、積極的に地権者との交
渉をしていくんだと、そして町も
それが最優先だと、最後に、町の
共有地を私たちも出させてもら
う。逆に、町の共有地だけを先
に出してしまうと、取りあえずそ
れで間に合いますよ、一定の量は
そうすると、地権者の交渉がま
すますやりにくくなるという判断
もそこにあったんです。御存じだ
と思います。

だから、町の共有地は最後にある
程度の地権者との交渉がまとま
った段階で提供させてもらいま
す。そこは政府と県と両町で合
意をいたしました。そこはきち
っと守ってもらわないと私は
いけないと思う。むしろ、環境
省が

早く子供たちの身の回りの生活圏の
ところからこの廃棄物を搬入する
ということを今からでもやら
れたらどうですか、市町村の
協議をそこに任せて。そのお
考えはありますか。

○副大臣(井上信治君) 町有地の
提供については、ほかの多くの
地権者からの提供が終わった
後というふうな話を我々と県
と町で合意したということ
は特にありません。ただ、町
の意向は何でしょうか。た
だ、我々の立場としては、そ
うはいないながら、早く中
間貯蔵施設事業を進めていく
ためには町有地もなるべく早
く提供していただきたいとい
うことで、ずっとお願いをし
ているところです。

こういう中で自民党の方々の
お話が出てきたということ、
これは私も報道で知りました
けれども、そういう意味では、
子供たちのためにということ
は、これは尊厳のお考えなの
かとは思いますが、副大臣、
二つあなたは大事なことを
今言いましたからね。

町の共有地を最後に出すとい
うことについては取りま
とめをしない、話はあつたか
もしれない。そんなこと言
つちゃ駄目だ、信頼が損な
われる。明確にこれは地
権者との交渉が進んで、一
定のきちつとした形が
できて、めどが立った上
でなければ出せない、そ
れで合意したんです。こ
こも一回、後できちつと
確認しないと、これはあ
なた、うそをついたこと
になりますよ。政府関係
者として。あなたほどの
人がそんなことを私言
うとは今思えなかった。
これはきちつと確認し
てください、これは。

それから、自民党さん
とあなたの方が事前協
議しないということがあ
り得ないじゃないです
か。私もかつて自民党
にいましたよ。この
いう話がないなんて
ことがあがるはずが
ない。ここも、もしあ
なた、今のこの公
式の委員会です
んな答弁があ
った、事実が
うそということ
になったら、
これは大
変なことに
なりますよ。

いずれにしても、時間
が来ましたので
終わりますが、
子供たちのた
めに、もちろ
ん最優先でや
つ

てほしいというのは我々の願いです。我々もそう努力をしていきます。だから、きちつと中間貯蔵施設については今まで以上に力を入れて、用地買収や様々な課題を解決をしてください。あなたが一番足を運んでくれていることは、冒頭申し上げたとおり感謝をしていますので、今まで以上によろしくお願いをします。

○委員長(金子洋一君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、前田武志君が委員を辞任され、その補欠として牧山ひろえ君が選任されました。

○辰巳孝太郎君 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

本法案のうち、都市再開発法の改正は、住宅団地の再生のためとして、住宅団地の建て替えを第一種市街地再開発事業で行う際の要件を、全員合意から三分の二以上の合意に緩和するものであります。マンションの建て替えが社会的な課題であるということは事実であります。しかし、現行法では、区分所有法で五分の四以上の賛成が必要でありますけれども、それよりも要件の緩い三分の二で建て替えができるようになるというのが本法案であります。

まず大臣にお聞きしたいと思うんですが、これで建て替えをしようとする、また想定されている団地というのはどこに当たるんですか。

○国務大臣(石井啓一君) 市街地再開発事業の活用につきましては、地方公共団体が再開発事業による団地再生の必要性を判断し、法律上の施行区域の要件を満たす場合に都市計画決定を経て行われることとなります。本事業の活用可能性につきましては、地方公共団体等から具体的な相談が複数寄せられておりますけれども、区分所有者間の合意形成等の問題がございますので、現段階で具体的な団地名をお答えすることはできません。一般的に申し上げますと、市街地再開発事業は土

地の高度利用及び都市機能の更新を図るとの公益性の観点から行われるものでありまして、特に、介護や子育てなど必要な都市機能が少ないため、地域の再生の拠点として整備することが必要な団地で実施されることが想定されるものと考えております。

○辰巳孝太郎君 今大臣答弁されたように、これは元々住民からの発意ではなくて、この再開発事業という別のスキームからの建て替えだということなんです。都市再開発法第三条には、都市計画に定めるべき施行区域として十分な公共施設がないとか、土地利用の細分化がされているとか、土地利用状況が著しく不健全だということでありまして、全く別のスキームの建て替えなんです。

本法案が想定している第一種市街地再開発事業における権利の変換、これ基本的に等価交換ということになっております。つまり、従前資産がもう大分目減りしているわけですね、普通であれば、そういうマンションであれば、残存価値は少なくなっております。同程度の部屋を確保するために、自ら資金の調達をして床を買ひ増す必要があるわけですね。それができない、年金生活の高齢者などはもう高齢化していますから、追い出される危険があるということでもあります。そういう状況に追い込まれる権利者が、今までだったら五分の四ですから、二〇%、二割を超えていれば建て替えしないということになったわけですが、このスキームでは三三%の人が建て替えに反対をしても建て替えやるといふ、これが今回のスキームなんです。

今申し上げました第一種、第二種。第二種の市街地再開発事業であれば、これ主に地方自治体が行う事業ですけれども、都市計画法の七十四条で生活再建措置というものが適用されます。住宅や店舗の取得のあつせんから職業の紹介のあつせんまで、施行者である自治体が行って住民を保護する、そういう規定があるわけですね。

今回想定されている第一種、国交省、聞きます

けれども、この生活再建措置、七十四条は適用されるのでしょうか。

○政府参考人(由木文彦君) お答えいたします。都市計画法第七十四条の規定は、都市計画事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失うこととなる者に対する生活再建のための措置でございます。

お話しございました第一種市街地再開発事業につきましては、権利変換によりまして再開発後の建築物への入居が保証されていることから、同条の規定が適用除外とされているものでございます。今回の団地再生は第一種市街地再開発事業を用いた建て替えでございますので、都市計画法第七十四条の適用はございません。

○辰巳孝太郎君 ということなんです。適用除外なんです。建て替えに反対しても追い出されてしまふという人を増やすわけなんです。生活再建措置を私は適用すべきだと思うんです。

こういう区分所有者に更なるより多くの分断を持ち込むやり方は、団地の再生は進まずに、私は合意形成が逆に遠のくんじゃないかと考えております。真の団地再生のためには、マンションの維持や管理に対する公的な支援を充実するということや、安全、快適、長もちするマンションを目指す取組、管理組合団体などの自主的な助け合いの取組への公的支援、行政の相談体制の整備など、そういう体制を充実することが何より必要だと言っておきたいというふうに思います。

このマンションの管理に関わって、国交省は三月の十四日、マンション管理適正化指針と標準管理規約を改正をいたしました。これに対して、関係者から大きな戸惑いと怒りの声が上がっております。

まず、この地域コミュニティづくりについてお聞きをします。まず、ちよつと大臣にお聞きしたいんですけれども、大臣、地域の夏祭りとか盆踊りとか参加されますか。

○国務大臣(石井啓一君) 私の住んでいる地域の

みならず、選挙区内の幅広い地域の活動に参加するようにしております。

○辰巳孝太郎君 恐らくここにいらつしやる委員はほぼ全てがそういう行事に参加されていると思うんです。

今回のこの改正、これ三十二条で、地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成というのがありますが、これが標準管理規約から削除されました。このことが関係者から大きな戸惑いが出て、批判も出ております。例えば、今ありましたとおり、地域のお祭りや盆踊りなどに管理組合が協力できないんじゃないかという意見が出されたわけですが、国交省、確認しますが、これ、今までどおりできるということでしょうか。

○政府参考人(由木文彦君) お答えいたします。御指摘のコミュニティ活動につきましては、その重要性が指摘される一方で、先ほどもちよつと御説明いたしましたけれども、強制徴収の管理費から任意負担の自治会費等への支出をしたことをめぐりまして裁判において管理組合が敗訴したことを踏まえて、今回は、マンション管理適正化法に基づく指針においてコミュニティ活動を積極的に取り組むことが望ましい旨位置付けるとともに、マンション標準管理規約につきましては、従来のコミュニティ条項など関係規定の再整理を行いました。マンション及び周辺を含めた防災、防犯、美化などの居住環境の維持向上に資するコミュニティ活動は可能であると明記したところでございます。

管理組合によりまして地域のお祭りや盆踊り等への協力については、今申し上げましたように、マンション及び周辺の居住環境の維持向上に資する活動として行うことについて、管理組合での合意が形成された場合には実施することができるよう考えております。

○辰巳孝太郎君 基本的に合意は当然必要なんですけれども、できるということでありました。整理というのは、普通分かりやすくするためにする

ものなんですけれども、非常に混乱がもたらされているということで、何のための整理だったのかなというふうに言わなければならぬと思います。

問題はそれだけじゃないんですね。これまでマンションの標準管理規約では、理事長を含む理事及び監事について区分所有者に限定をしていたわけですね。これを今回、外部の専門家を役員として選任できるようにいたしました。外部の専門家を区分所有法上の管理者として選任し、そして理事会を廃止することができるということも選択肢として出てきたわけですね。理事長は区分所有法上の管理者とする規定を撤廃すると。理事長、理事会に関わる業務、権限を外部の者に委ねると。そして、区分所有者は、この外部の人が管理業務が適正に行われているかどうかを総会で監督するというようにしたわけですね。

これまでの外部からの助言というのはもちろんできるわけですね。だけれども、言ってみればお金の管理はさせなかったわけですね。それをもうこれ外部の人にさせることができるようにする、総会で後は監督するだけということなんですけれども、そもそも、これ、監督できるんですか、問題起こりませんか、国交省。

○政府参考人(由木文彦) お答えいたします。

外部の専門家の活用につきましては、特にマンションが古くなる高齢化に伴いまして、区分所有者の高齢化、あるいは空き室の増加、あるいは賃貸化が進みまして、区分所有者のうちからは役員のなり手がないうといった役員不足の問題に直面していることが多々見られるようになっております。こうした状況に鑑みまして、必要に応じ外部専門家の活用が行えるということにしようとするものでございます。

今回の改正におきましては、基本的なパターンといたしましては外部専門家が理事会の役員に就任をするという方式を可能となるように、その場合の規定を、選択的にこういう規定にできるということを整備したものでございます。また、今の

委員の御指摘は、参考資料としてほかの二つのパターンを示しております。一つは、外部の専門家が理事会の外部に置かれる管理者となりまして、理事会がこの管理者を監督するという方式、それからもう一つは、理事会は設けずに、外部の専門家が管理者となりまして、総会がその管理者を管理するという方式、この二つを参考としてお示しをしているものでございます。

今御指摘いただいたのはこの三番目のパターンだということに思っておりますが、この方式につきましては、例えば経年に伴いまして賃貸化がどんどん進んでまいりましたような小規模なマンションで、区分所有者の利益の最大化のニーズは高いんですが、理事長等の役員のなり手がいないようなケースを想定しております。まさに例外的なケースを想定しているものでございます。

この方式につきましては、その参考資料におきまして、総会による外部専門家の監督が重要であるということに加えまして、他の方式とは異なる監査法人等による外部監査も義務付けるというようなことを想定した形にしているところでございます。

○辰巳孝太郎君 ですから、今もあつたように、高齢化なんですよ、理事会も月一回のがなかなか参加できない、理事長なり手がない、そういうところが何で監督できるのかというふうに聞いているわけなんです。これなかなか、問題起きることだと思えますよ。

それだけじゃありません。今回、議決権割合の設定というものもあります。従来、共有部分の共有持分の割合を基礎としつつ、住戸一戸につき一票の議決権で対応するというケースがほとんどでありました。

ところが、改定された標準規約では、住戸の価値に大きな差がある場合においては、単に共有部分の共有持分の割合によるものではなくて、専有部分の階数、眺望、日照等を考慮した価値の違いに基づく価値割合を基礎として議決権の割合を決めるということが考えられるとしたわけですね。

つまり、十倍の価値があるところは一票に対して十票持てばいいと。これ、誰が求めているんですか、意図は何なんですか。

○政府参考人(由木文彦) お答えいたします。管理組合の議決権割合は、区分所有法の第三十八条によりまして、専有部分の床面積割合に応じて設定することが原則となっております。あわせて、規約によりこれとは別段の定めをすることもできるというふうに規定されております。

本来、共有物の管理に関する議決権の割合につきましては、民法二百五十二条によりまして、共有持分の割合によることとなります。しかしながら、区分所有法の制定当時、これ昭和三十七年当時でございますけれども、ここで想定をしておりました区分所有マンションは住戸が均質で価値に差が余りないというものを想定しておりましたので、価値割合に近くかつ算定のしやすい専有部分の床面積割合が採用されたというものでございます。

これに對しまして、近年は、制定当初には想定されていなかったような例えば超高層マンション等の出現によりまして、同じ面積でも各住戸の価値に大きな差が出る場合が生じてきております。

こうしたことから、私どもの方で規約の在り方について検討をお願いしておりました検討会、有識者会議でございますが、ここにおきまして、こうした状況の変化に合わせた議決権の設定方法として、民法本来の原則である価値の割合による議決権の設定についても、区分所有者が選択をすればそういうこともできるようにすべきではないかという問題提起がなされて、そういう報告書がまとめられました。

こうした議論を受けて、今回、区分所有者の選択によつては価値割合に応じた設定もあり得るという考え方を示したものでございます。

○辰巳孝太郎君 いや、ですから、誰が求めているのかということなんですけど、検討会といいますが、検討会にマンションの管理者は誰もいませんからね。私、マンションの一階に住んでますけど、上の方と価値が違ってくるということなんですよね、要は。私一票、あなた十票という話でしょう。

せんからね。私、マンションの一階に住んでますけど、上の方と価値が違ってくるということなんですよね、要は。私一票、あなた十票という話でしょう。

この国交省のコメントがけしからぬですよ。こう書いてあるんですよ。これ、何でやるか。大規模改修や建て替え等を行う旨を決定する場合、建て替え前のマンションの専有部分の価値等を考慮して建て替え後の再建マンションの専有部分を配分する場合等における合意形成の円滑化が期待できると言っているんですよ。つまり、建て替えるときに、後の部屋の配分について、より価値が高い組合員を優先することにすれば建て替えの合意が得やすくなるだろうと、こういう話をしているんですよ。

私、これ、マンションというのは株主総会じゃないと思うんですよ。マンションは人間が住んでいるわけですね。管理組合というのは財産の管理だけじゃないわけですよ。そこに人間の生活があるということを忘れたらあかんと思います。

最後に一点だけ、イエスカノーかだけ。この規約ですけれども、新規約でなく旧の規約でもそのまま適用してもいいということでもよろしいですね。イエスカノーか。

○政府参考人(由木文彦) マンションの標準管理規約は、一般の分譲の住居専用のマンション等を想定いたしまして、個別の管理組合が管理規約を制定、変更する際の参考として作成をするものでございます。したがって、標準管理規約の解説でも、マンションの規模、居住形態等それぞれのマンションの個別の事情を考慮して、必要に応じて、合理的に修正して活用することが望ましいというふうにしているところでございます。

したがって、どのような管理規約を使用するかについては、それぞれの管理組合の判断によるものというふうに考えております。

○辰巳孝太郎君 そのままでいいということなんです、私の質問を終わります。

○室井邦彦君 おおさか維新の会の室井でございます。

ます。

この都市再生特別措置法の法案が成立をいたしましたのは平成十四年。以降、今回の一部を改正するというものでありますが、九回の間に法律が改正をされておるといって、いかにこの人口減少の中で、少子高齢化、そして、そういう中での居住環境の整備ということについて非常に難しい国交省としても対応をされておるといって、対して敬意を表しながら、しっかりと住民の一人でも居住環境を過ごしやすく、また快適に過ごせるように更に御努力をしていただきたい、このように思っております。無論、この法案については賛成をさせていただきますが、一部少し、せっかくの時間をいただいておりますので質問をさせていただきます。

まず、地域指定の縮小また解除ということについてちょっとこだわって御質問をしたいと思います。ですが、大体が、全ての公共事業がそうであるように、一度事業が決定されてしまうと、社会経済状況の変化にかかわらず、この事業の見直しということ、これはもうほとんどされないということであるというふうに私は感じております。その中で、この政令の立案にはこれまで指定地域の拡大、さらに縮小及び地域指定の解除も含まれていると解されてきましたが、実際にこの地域指定を解除また縮小したことがあるのかどうか、お聞きをしたいと思っております。

また、もう一点、地域指定の縮小、解除を行うことを明確化するためにこの政令制定及び改廃の立案と規定に定めていることで、選択と集中の観点から効率的な都市開発事業推進の一助になると言えるのかどうか、その点の実効性についてお聞きをしたいと思っております。

○政府参考人(伊藤明子君) お答えいたします。

都市再生緊急整備地域の指定の解除、縮小の件でございますが、これは解除や縮小した事例は今までございません。なぜかと申し上げますと、都市再生、構想づくりや関係者の合意形成を経て整備をするということでございますが、非常に完了

までに時間が掛かるものですから、これまで事業が終了するなど地域指定解除の状況に至る地域が余りたくさんなかったということがありましたのでそういうふうになっているわけです。

しかしながら、昨今、都市開発事業が完了する地域も見られるようになりまして、地域指定を継続する必要性が薄れた地域も出てまいりましたので、今回、地域指定の改廃についても法律上明確化するということにいたしました。

その上で、具体的には、都市再生緊急整備地域等を指定した地域については定期的に現在の都市開発事業の進捗状況等地域の状況を評価させていただいて、地方公共団体の意見も聞きながら適宜指定の見直しを行うというふうに、そういうふうな形でやらせていただきたいと思います。また、この結果、全体として張りのある的確な地域指定が図られ、効率的な都市開発事業が推進されると、そういう形で実効性のある都市開発事業の推進が図られるものと考えております。

○室井邦彦君 ありがとうございます。

伊藤さんと久しぶりにお会いしまして、たくさんなられて、女性もこれからどんどんどんどん積極的に頑張る取り組んでいただきたいと激励させていただきたいと思っております。

続きまして、都市の国際競争力についての、どのような施設の整備促進策を取っておられるのか、これについてお聞きをしたいと思っております。

その前に、世界銀行は世界百八十九か国・地域のビジネスのしやすさということで順位を付けておりまして、二〇一六年のビジネス環境ランキングを発表しました。日本は三十四位と昨年より順位を四つ下げました。安倍政権が掲げている二〇二〇年までに先進国で三位という目標から随分遠のき、また一段の改革を更に求められると私思っておりますが、その点で質問させていただきますのは、国際的なビジネス環境及び生活環境の整備を図る観点から、多言語対応の会議機能又は外国語対応の医療、教育、福祉等の生活環境を提供する施設の整備を促進する必要性が特に指摘されて

おるわけですが、この大都市における国際競争力強化の施設はどのような整備状況に現在あるのか、今後更に国交省としてどのように取り組んでいく促進策があるのか、大臣、お聞きをしたいと思っております。

○国務大臣(石井啓一君) 海外の企業やビジネスパーソンを呼び込む上で国際会議場や外国語対応の医療施設等は必要な施設であるというふうに考えておりますが、例えば東京都内の特定都市再生緊急整備地域におきましては、国際会議場七施設、外国語対応の医療施設が十一施設にとどまっている状況でございます。こういった状況におきまして、ある民間団体が外国人ビジネスパーソンを対象に行った調査では、医療サービスの多言語対応や子弟の本国と同様の教育サービスの提供などについて満足度が低いといった結果が出ております。

こうした施設は、拠点性の高い民間都市開発と併せて整備することでその事業やエリアの魅力の向上につながっていくことになると考えております。このため、国際会議場や外国語対応の医療施設等への金融支援制度を創設することとしております。こうした取組によりまして、我が国都市の国際競争力の強化を図り、魅力的なまちづくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○室井邦彦君 くだいようでありますけれども、総理は先進国で三位ということを目指しておられるのに、三十四位になったということ、どうかしっかりと対応していただきたい、御努力をいただきたいと、このようにお願いをしておきます。

続いて、低未利用土地の有効活用について触れさせていただきますが、中心市街地においての空き地、また空き店舗など低未利用土地が増加をす傾向に歯止めが掛かかっていないという状況であります。空き地や空き店舗の所有者は、相続により遠隔地に所在していたり、高齢化による店舗を閉じる、もう年がいったのでやれないというようなど、あらゆる状況が重なってきておるようであります。また、自ら積極的にこの空き地や

空き店舗を再利用、また有効的に活用しようという気力が現れていない。このような状況が重なっておる中で、市町村、また都市再生推進法人等がこの低未利用土地の所有者と協定を締結してその有効活用を図っていく制度を創立するということがありますが、どのように締結までつなげていくか、その制度の実効性についてお聞きをしたいと思っております。

○政府参考人(栗田卓也君) 今委員から御指摘のとおり、空き地、空き店舗の所有者側にはいろいろな事情がありまして、それらの有効活用が図られていないという状況がございます。今回創設いたします低未利用土地等の利用促進協定でございますが、空き地などの所有者とそれを有効に活用しようとする例えばまちづくり会社、あるいはNPO、それから市町村の場合もあるかと思っております。そういった人との間で協定を結んでいただくこと。その際、その協定の締結に当たって、市町村の認可に係らなければならない制度を考えておるところでございます。市町村が介在いたします。

したがって、市町村が空き地等の所有者の土地利用に関する意向ですとか、あるいはまちづくり会社などが空き地などを活用しようとするニーズを把握する、こういう動機をまず持つていただけたらと思いますし、マッチングさせるといような動きも期待できると思っております。このように積極的に市町村が空き地等の活用に取り組むようになるという効果があると思っております。また市町村が介在することによりまして、しばしば、空き地の所有者などが一度貸すと返してもらえないのではないかと、そういった御不安をお持ちであるというところがございます。そういったところの安心感を高めるといったような効果もあると考えております。

この協定に基づく施設整備に對しましては、予算措置も講じておるところであります。関係自治体への優良事例の周知、相談、こういったことも通じまして、積極的な空き地、空き店舗の活用を

図つてまいりたいと考えておるところでございます。

○室井邦彦君 栗田局長、四の質問、時間の関係上ちょっと飛ばして五の方の質問、最後の方の質問に、二十四分までということでありまして。

この住宅団地の建て替えについて、私どもも、関西も千里ニュータウンとか明舞団地とか巨大なそういう団地があるわけでありまして、もう空き家が、また新たな皆さん方が努力をされて、若い人たちに集まっていたくようにいろいろな工夫をされているようでありまして、追いつかないというのが現状であると思ひます。

そこで、今、全国の住宅団地数が五千団地であるということでありまして、そこで、戸数ベースでいけば二百万戸存在しているということ、半端な数字じゃありません。第四十五年を迎える住宅は十年後には約五倍の千五百団地にもなると。二十年後には約十倍というようなことが想定されている中で、この老朽化した住宅団地の建て替えがなかなか推進ができていない理由の一つに、もちろん合意形成が非常に困難だということも私も認識をしておりますが、住宅団地の再生に向けた合意形成の円滑化と併せ、老朽化したこの住宅団地、二十年後に今申し上げました十倍の三千団地に達する、この建て替えのペースを加速していく必要があると、このように私は感じておるわけでありまして、国土交通省として、この住宅団地の建て替えの実質化に向け、どう取り組もう、また取り組んでいくと考えておるのか、お聞きをしたいと思ひます。

これだけ、質問を終わります。

○政府参考人(由木文彦君) お答えいたします。

老朽化した住宅団地の多くは、建物自体の老朽化が進んでいるだけではなく、建物の管理上の問題や、御指摘いただきましたような空き住戸の増加といった問題を抱えております。また、例えばエレベーターが設置されていないとか、あるいは近くに介護施設や子育て施設がないといった、福祉施設等の都市機能が確保されていないなどの

必要な居住サービスが受けられないような状況ともなっております。こうした団地の再生に当たりましては、まずは、区分所有者間の合意形成が非常に重要でございます。建て替えあるいは改修かの選択を含めて、どのような形で再生を行っていくかについて様々な居住者の方々の意向やあるいは個々の団地の実情がございますので、やはり再生のための選択肢を増やすということが重要であると考えております。

そのため、今回は、再開発事業を使いやすくするという観点から組合員数の算定方法の見直しを提案をさせていただいておりますが、こうした措置によりまして、老朽化した住宅団地において市街地再開発事業が使いやすくなりますので、建て替えや集約によって居住環境そのものを向上させることができる、あるいは地域の拠点として住宅団地の再生を図ることができる、こういうことが促進されるものと考えております。

あわせて、これまでマンション建て替え法あるいは区分所有法による建て替えも進んでまいっております。特に、マンション建て替え法におきましては、平成二十六年に改正を行ひまして、耐震性に問題のあるマンションの建て替えの促進のために敷地売却の制度を新たに創設をいたしました。現在、この第一号の手続が進行中でございます。こうした区分所有法あるいはマンション建て替え法による建て替えは、必ずしも都市計画決定を経ずに管理組合の意思決定により建て替えができる仕組みでございます。

また、あわせて、既存ストックを活用するという観点からは、耐震改修によって再生を行うという手法もございまして、これにつきましては、社会資本整備総合交付金制度等によって支援を行っております。

いずれにいたしましても、区分所有者が適切な方法を選べるように、基本的に制度の普及啓発を行いますとともに、今申し上げました再開発事業の建て替えや区分所有法あるいはマンション建て替え法による建て替え、あるいは既存ストックを

活用した改修の促進、こうしたものを通じまして、引き続き住宅団地の再生が加速できるように積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○室井邦彦君 終わります。

○中野正志君 日本のこのところの中野正志でございます。

消費税は国土交通行政にも重大問題でありますので、まずはそのことから触れたいと思ひます。安倍総理は、来年四月の消費税引上げについて、二年半後の二〇一九年十月まで再延期する考えを自民党幹部に伝達したということでありまして、大いに評価をしたいと思ひます。

確かに、内閣府が五月十八日に発表した一三三三月のGDP速報値は、物価変動を除く実質で前期比〇・四増、年率換算で一・七増、二四半期ぶりのプラス成長ではありました。しかし、個人消費は伸び悩んでいるのが実態でありまして、景気はある意味足踏み状態とも言えるのではないかと考えます。さらに、熊本地震の影響が現れる四一六期はGDP速報値が落ち込む可能性が強いだろうな、そう推測もいたしております。日本経済の先行き不透明感が変わらない現状では、ましてデフレ脱却の限り、私は増税すべきではないと改めて申し上げたいわけでありまして。

ちなみに、私どもの試算ではありますけれども、消費税の増税がやっぱり民間消費を停滞させた、今もそのことで引きずつていっていると。あの増税がなければ平成二十七年は三百兆円を超えていたろう、実質は平成二十七年では二百九十三兆円という私どもの試算であります。

今、しからば社会保障財源はどうするのだとかいろいろな議論もあるところでありましてけれども、かえって消費増税で税収は減った、消費増税がなければ経済成長率が五%を超えてむしろ税収は増えていたと、こう申し上げたいのであります。ちなみに、私どもの同じく試算でありますけれども、税収弾性値を一・二として増税実施、この

ときのGDPでありますけれども、平成二十五年は四百八十二兆円でありました。平成二十六年は四百九十兆円でありまして。平成二十七年、五百二兆円でありまして。そして、税収はどうだったか。平成二十六年は五十四兆円、平成二十七年は六十六兆円なんです。これが、増税しなければ、GDPは、平成二十六年は五百七兆円、平成二十七年は五百三十三兆円、そして税収は、平成二十六年で五十九兆円、平成二十七年は七十五兆円だったはずなのであります。

今、アベノミクスは失敗だとかいろいろ悪い批判はありますが、私どもは、中国経済やロシア経済の大減速を考えたり新興国経済の低迷を考えると考えております。まこう方なくアベノミクスは基本的に成功しているものでありますから、自信を持って内閣頑張っていたくのでなければならぬ、そうも考えております。

そこで、あえて国交大臣、デフレ脱却の限り増税すべきではない、今回は評価いたしますという私の考え方、いかに感じになりますか、御答弁をお願いします。

○国務大臣(石井啓一君) これまでも様々な委員会から消費税率お問合せがございますが、国土交通大臣としては、消費税率引上げにつきましてはお答えする立場にはございません。

なお、総理がサミット後の記者会見においても申し上げていらっしゃいますけれども、総理が与党の関係者の意見を聞いた上で適時適切に判断をされ、夏の参議院選挙前に明らかにされると理解をしております。

○中野正志君 やっぱり石井大臣、真面目なものでありますからそういう御答弁かなと、そう思いつつ、あえて私の考え方も含めて申し上げさせていただきます。

本題に戻りますけれども、今回改正される都市再生特措法、大都市及び地方の中核都市において民間の力を中心として都市再生を図るという考え方に立脚しており、政令で指定されている都市再

生緊急整備地域、現在六十三地域に上っております。

例えば我が町仙台市では、仙台駅西・一番町地域、そして仙台長町駅東地域の二か所が指定をされております。こうした整備地域においては、民間事業者が事業計画を練り、それが国によって認定されると、金融支援を受けた所得税や固定資産税等の税制優遇措置を受けたりすることができるようであります。しかし、仙台市に二つあるこの指定地域では、現在のところ、民間都市再生事業計画が認定されるには至っていないのが実情であります。これは、事業計画の作成や認定に多大なコストが掛かってしまう、あるいは手間を掛ける割には恩恵が少ないとして、認定を受ける必要がないというビジネス判断が下されるというように、地域の実情に応じていろいろな理由があるかと思っております。

しかし、重要なのは、民間による都市再生を図ることで都市経済を再生をさせる、日本経済の国際競争力を向上させるということであり、そのための手段としてこの民間都市再生事業計画の制度が置かれていてということであろうと思っております。しかし、実効性がないと意味はありません。今回の法改正で事業計画の認定に要する期間が三分の二に短縮されるということでもありますけれども、事業者の負担を減らす工夫がもっと必要なのではないか、国交省としての考え方を伺います。

○政府参考人(栗田卓也君) 民間都市再生事業計画についての御尋ねでございます。

これまで、この計画は約九十の認定を見ております。ただ、事業区域面積が一ヘクタール以上であるとか、あるいは公共施設の整備を併せて求めるといったような要件もあるというのが現在の要件でございます。その上で、御指摘のとおり、この民間都市再生事業計画の大臣認定制度、ますます実効性を高めていくという意味では、事業者の負担を減らす、この工夫は大変なことというように思っております。

これまでも、平成二十五年には認定申請に係

りますガイドラインを作成したり、あるいは建築確認などほかの手続のために作成した図書をそのままこの手続にも使ってくださということをお願いしたり、前広な事前相談を受け付けて、そういったことで事業者の負担軽減に努めてきたところでございます。

今御指摘ございました今回の大臣認定手続の短縮でございますが、これも事業者からの迅速化の要望を受け止めてということの措置でございます。今後とも、事業者のニーズの把握に努めまして、負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○中野正志君 今回の法改正案の主眼の一つに、国際会議場等の施設整備に対する金融支援の導入があります。これは、都市再生緊急整備地域に選ばれたエリア内で国際会議場等を造ろうという事業計画が認定された場合、民間の事業者に対して融資の支援を行うというものであります。民間都市開発推進機構によるいわゆるメザニン、融資と株式取得による出資の中間に位置する特殊な融資だということですが、その規模は、平成二十八年度予算でいうと全体で五百二十億円のようです。しかし、不動産開発という事業規模からすると、この額は決して多いというわけではないと思っております。

都市部のビジネス環境整備あるいは都市の国際競争力の強化という観点からは、もっと思い切った財政措置が必要ではないかと。都市の競争力を強化することは我が国の経済再生にとっても重要だと思っております。この点について、国交大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(石井啓一君) 委員御指摘のメザニン支援業務につきましては、民間市場からの調達に不足をしがちなミドルリスクの資金について民間金融機関を補完するものでございます。政策効果としましては、民間資金を呼び込み大規模な民間都市開発事業の立ち上げを実現をし、都市の競争力強化を図ることを目指しております。これまでの実績からしますと、金融支援額の十倍程度の事

業が立ち上がっております。平成二十八年度のメザニン支援業務の予算額は五百二十億円でございますけれども、まあ十倍となればその支援効果は大きなものになると見込んでおります。

今後、事業者のニーズ等を踏まえながら、国際会議場等を伴う優良な民間都市開発事業に対する支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○中野正志君 国際会議場については、現在はいわゆるMICEですね。すなわちミーティング、会議、インセンティブトラベル、招待旅行、コンベンション、国際会議、学術会議、エキシビションという四つの頭文字を合わせた言葉で表現されるようになっております。

これは、国際会議や展示会、見本市あるいは国際学会といったイベントを、それ自体として単純に把握するのではなくて、人、物、情報のネットワークの結節点として理解する新しい考え方であります。このMICEが都市経済の牽引役になるという考え方は国家戦略にも取り入れられており、政府の日本再興戦略では、二〇三〇年にはアジアナンパーワンの国際会議開催国としての不動の地位を築くという目標が掲げられているのは御承知のとおりであります。

そこで、我が国におけるこのMICEの現状について、どのぐらいの実績があるのか、どのぐらいの人数が我が国にきて、どの程度の経済効果があるのかについて、観光庁長官の考え方を伺いをいたします。

○政府参考人(田村明比古君) ビジネス目的で訪日する旅行者数は、二千万人の、全体の約二割程度と推計されております。これらの旅行者がいわゆるMICEのいずれかの目的で訪日をしておられるということでもあります。

MICEのうち、国際的な統計データが整備されている国際会議の開催件数を見ますと、世界全体では、二〇〇三年には六千四百五件でございますけれども、二〇一五年には一万二千七十六件と、約一九倍に増加をいたしました。この間、

我が国では、開催件数は百十二件から三百五十五件、約三倍に増加をしております。二〇一五年の我が国の開催件数は世界第七位というところでございます。

経済効果についてでございますけれども、一般の外国人観光客が一度の訪日旅行で支出する額、これは宿泊、交通費、飲食費、土産等の合計で約十七万円余りでありまして、これに對しまして国際会議参加者は、これに会議場や通訳等の主催者経費が加わるため、国際的な統計によると一人当たりの支出額は約三十万円と算出されております。また、国際会議は、このほかに参加する日本人の消費額も加わりますので、国際会議開催による経済効果は非常に大きいことが分かります。

観光庁では、世界のトップレベルの誘致能力を持つMICE都市を育成するために、平成二十五年度からこれまでの間、東京、京都、北九州、仙台等の主要十二都市に外国人専門家を派遣して、MICE誘致のための戦略づくりの支援などを行っております。

本年三月に作成された明日の日本を支える観光ビジョンにおきましても、MICE誘致、開催の促進が重要であると位置付けられているところでございまして、今後は、年内に関係府省連絡会議を新設した上で、将来は民間も加えて官民連携の横断組織を構築し、オールジャパン体制でのMICEの誘致、開催を支援してまいります。

○中野正志君 ちょうど時間となりましたので、終わります。

○吉田忠智君 社会民主党の吉田忠智でございます。

都市再生特別措置法は、二〇〇二年、当時の小泉政権時代にミニバブル誘導策としてスタートいたしました。都市の国際競争力の強化や不動産市場の活性化などを名目に、規制緩和とされ利権化した都市開発が大企業、大プロジェクトやインフラ整備が横行されてきました。その一方で、本来の都市

住民の生活の向上や住民のための住みよいまちづくりの推進、良好な都市環境の保全を目指すという方向はますます弱められております。

まず大臣に伺いますが、地方創生のスローガンの下で、人口減少への対応、東京一極集中の是正が政府全体で求められる中、本法案で今以上に大都市偏重の施策を推進する必要があるのか、地方都市の衰退につながる懸念はないのか、伺います。

○国務大臣(石井啓一君) 東京一極集中の是正に取り組むことは重要でございます。昨年八月に閣議決定をいたしました国土形成計画の全国計画におきましても重要な課題と位置付けております。

今回の改正におきましては、町中への都市機能の効率的な誘導、官民連携による町のにぎわいを創出するための施策を盛り込んでおりまして、全国の地方都市におけるコンパクトでにぎわいのあるまちづくりを促進することになると考えているところでございます。

一方、経済社会活動のグローバル化が進む中で、我が国の経済成長のためには海外から人材や企業、投資等呼び込むことも重要であります。そのためには、東京を始めとする大都市について国際ビジネス環境や生活環境の更なる向上を図り、国際競争力を一層強化する必要があると考えております。東京など大都市の国際競争力強化につきましては、地方から大都市に人材等呼び寄せるということではなくて、むしろ海外から人材や企業、投資等呼び込む視点が重要と考えております。したがって、地方創生と大都市の国際競争力強化は対立的に捉える政策目的ではなく、むしろ車の両輪と考えております。

引き続き、地方都市、大都市双方につきましても必要な都市政策の展開に努めてまいりたいと考えております。

○吉田忠智君 地方都市にも適用できるメニューがあるというふうに言われるわけでありましてけれども、それだけでは東京一極集中が進むばかりで

はないかという懸念も強くあるわけでございまして。

次に、民間都市再生事業計画の大臣認定処理期間の短縮について伺います。

法案では、都市再生特別措置法改正案第二十二条関係で、民間都市再生事業計画の大臣認定期間が現行の三月から二か月に短縮されます。期間短縮について、具体的な展望、要望があるのでしょうか。一か月短縮することによってどのような意義があるのでしょうか。認定処理期間の短縮により、周辺住民等との合意形成などに影響が及ぶことはないのででしょうか。また、これまでの案件で、認定後に周辺住民等から問題を指摘している事例はないのでしょうか、伺います。

○政府参考人(栗田卓也君) 民間都市再生事業の実施に当たりまして、それに先立ちます都市計画手続、それらの中で住民等との合意形成が丁寧に行われる、これは大事なことであり、また当然のことと考えております。この大臣認定もそれを前提として行われるものでありまして、認定に当たっては、住民説明会の開催状況等に関する書類の提出を求めているところでございます。

今般の改正、今御指摘ございましたとおり、大臣認定に関する処理期間を三月から二月というようにさせていただきたいと思っております。民間事業者団体からそのような御要望があったということは先ほども御答弁申し上げたところでございます。

ただ、今回の措置はあくまでも大臣認定手続、これは行政内部の審査、決裁等の手続、その迅速化を図るものでございます。それが周辺住民等との関係、周辺住民等との合意形成に影響を与える、そういった性格の事務ではございません。これまで認定した案件につきまして、認定後に周辺住民等から問題を指摘された事例はございません。

○吉田忠智君 次に、都市再開発法第二十条及び第三十三条関係について伺います。

住宅団地の再生について、法案では、土地の共

有者のみで市街地再開発事業を施行する場合に、各共有者をそれぞれ一人の組合員として扱い、三分の二の合意での事業推進を可能にするということとであります。

まず、これまで、土地が一筆共有の団地で全員の合意を得て建て替えを実施したというのはどの事例でしょうか。また、このような土地が一筆共有で複数棟の住宅団地は全国で何所くらい、また特に東京都内では何団地くらいあるのでしょうか、伺います。

○政府参考人(由木文彦君) お答えいたします。これまで、土地が一筆共有の団地で全員の合意を得て共有者のみで市街地再開発事業を実施した事例は一地区のみでございます。具体的には東京都墨田区の旧同潤会アパートの事例でございます。

全国の住宅団地の数でございますけれども、平成二十五年の住宅・土地統計調査を基に私どもで推計を行いましたところ、要件といたしましては、同一敷地内に計画的に複数棟の共同住宅が建っていること、おおむね五十戸以上あること、当該敷地が区分所有者により共有されているものであること、こういう要件に合致する団地は約全国で五千団地であると推計しております。この五千団地につきましては、例えば、関東大都市圏、これは旧東京都庁から七十キロメートル圏内でございますが、これについては約二千六百団地であると推計をいたしておりますが、都道府県別の推計をいたしてございません。

なお、東京都についてお尋ねございました。東京都所有のデータに基づきまして、この調査とは別に国土交通省が登記簿調査を行った結果によりますと、二十五年の調査時点で建設後三十年経過した古い団地、具体的には昭和五十八年以前に建設された団地の数でございますが、都内では二百八十五団地確認できたところでございます。

以上でございます。

○吉田忠智君 現行の区分所有法、マンション建て替え法による建て替えと法案による住宅団地の

建て替えは、それぞれどのようなもので、どこがどう異なるのか、伺います。

○政府参考人(由木文彦君) お答えいたします。住宅団地を建て替えるための手法といたしましては、今回御提案申し上げております市街地再開発事業のほか、区分所有法に基づく団地一括建て替え及びマンション建て替え法に基づくマンションの建て替え事業がございます。このうち、御提案申し上げております市街地再開発事業につきましては、地方公共団体により、都市全体のまちづくりの観点から必要な事業として都市計画決定に位置付ける必要がございます。この位置付けられた場合に限り実施が可能な手法でございます。

この点がまず大きな特徴となっております。これに對しまして、区分所有法は、区分所有者の意思のみで建て替えを可能とするというための民法の特別法でございます。民法上、共有物の変更に当たります建物の建て替えの際の合意、これを五分の四の要件とするというようなことが規定されているものでございます。また、この区分所有法に基づいて事業を行う際の建て替えは任意に売却をすることにより行われる形になります。

マンション建て替え法につきましては、この五分の四の区分所有法の建て替え決議を前提として権利変換の手法を手続的に整備をした権利変換手法によるものと、それから、五分の四の合意により耐震性に問題のあるマンションについて敷地売却の制度を定めたものと、この二種類の手法がございます。この区分所有の手法、マンション建て替えによる手法は、いずれも都市計画決定等の位置付けなく、区分所有者あるいはその管理組合の意思のみにより実施することが可能な手法であることが大きな特徴でございます。したがって、こうした位置付けが異なりますので、再開発事業では全体の三分の二の地権者の合意で事業が実施できるという合意の特例が設けられているものでございます。

また、再開発事業、法定事業でございますので、その他のものよりも税財政上の手厚い支援を

受けることができる仕組みになっておりますと、それから、建て替えに伴いまして、敷地の共有関係を変更する、あるいは敷地を分割するといったような柔軟な事業手法が取れるというように、他の事業とは若干異なる事業内容となっている部分がございます。

いずれにいたしましても、それぞれの団地の状況あるいは区分所有者の意向等を十分踏まえまして、よりふさわしい手法が選択されるということが適切だというふうに考えておりますので、国土交通省といたしましては、そういった制度の趣旨等を十分周知をいたしまして、より適切な手法により事業が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

○吉田忠智君 国土交通省は従来、マンションの建て替えに当たっては、区分所有者間の合意形成に向けての丁寧な取組が重要であると繰り返し答弁されてきました。この改正により、三分の一の反対住民がいても建て替えが可能になり、最終的には司法による明渡し請求や行政代執行などの強制力の行使も可能になるわけであり、強制力を背景に住民に合意を迫るというのか、これまでの答弁に反するのではないのでしょうか。反対住民の追い出しにつながり、居住権や財産権を侵害する懸念はないのでしょうか、伺います。

○政府参考人(由木文彦君) お答えいたします。市街地再開発事業は、先ほど御説明を申し上げましたが、都市計画を定めた上で行う事業でございます。土地の高度利用及び都市機能の更新を図るという公益性の観点から、全体の三分の二以上の合意で事業を進めることが可能となっている事業でございます。

一方、事業の実施に当たりまして、権利者の方々に対して事業の各段階で丁寧に御説明を行って、できる限り多くの権利者の合意を得ながら事業を進めていくという姿勢は全くこれまでどおり変わりません。その重要性は変わらないというふうに認識しております。

ただ、その場合でも、やはりどうしても反対さ

れる方が出てまいります。こういった方々に対しては、従前の方がお持ちの資産の価格に応じて補償を行うこととされております。また、移転に伴い生じる、例えば引っ越し費用等の通常生ずる損害についても補償を行うこととされております。

また、再開発事業の施行に伴いまして、従前の居住者の方が例えば非常に所得が低いというような場合には、公営住宅やURの賃貸住宅にお入りになるという場合もございます。こういった住宅は原則公募によることとされておりますが、このような従前居住者の方々の入居については公募によらずに優先入居ということができるとされているところでございます。

さらに、一定の基準に照らしまして、従前の居住者の方が取得する床面積が過小となるような場合には、それを適正な床面積まで広げるという居住環境の確保策も用意されております。

国土交通省といたしましては、こういった様々な仕組みを活用しながら、権利者の方々の居住権や財産権にも配慮しつつ、丁寧な事業進捗を図ることが必要であるというふうに考えております。

○吉田忠智君 先ほど答弁がありましたように、全国で五千、都内で二百八十五か所という、極めて広範囲に影響が及ぶわけでございます。居住権や財産権を侵害しかねないものであるにもかかわらず、このような重要な規定が都市の国際競争力強化などの付け足しのような形で提案されているということは、国民の権利擁護の観点からも、立法の在り方としても望ましいものではないというふうに考えますけれども、最後に大臣のお考えを伺いたいと思っております。

○国務大臣(石井啓一君) これまで政府参考人から答弁をいたしましたように、団地の再生におきましてはいろいろな手法がございますけれども、権利者の方々の居住権や財産権に十分配慮しながら、丁寧な事業進捗を図っていきいたいと考えております。

○吉田忠智君 以上で終わります。ありがとうございます。

ございました。

○行田邦子君 行田邦子です。よろしく願います。

この度の都市再生特別措置法の改正法案は、都市の国際競争力、そして防災機能強化、そしてまた住宅団地の建て替えの推進が盛り込まれておりまして、私は賛成でございます。

その上で、まず国際競争力の強化について伺いたいと思っております。

都市の盛衰また繁栄というのは、ある意味、その国の状態、また国際社会の中での位置付けというものを映す鏡ではないかと、このように考えております。こうした中で国際的な都市間競争は活発化しております。我が国の大都市におきましても国際競争力を高めていく必要があるかと思っております。

そこで、まず大臣に伺いたいと思っておりますけれども、本法案の提出に当たりまして、国内様々な都市がありますけれども、その中でもどの都市について国際競争力を一層高めようとしているのか。そしてまた、これは都市間競争でありまして、ただ漠然と強くなるということではないのかと思っております。具体的に海外のどの都市との競争を念頭に置かれているのか、お答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(石井啓一君) 都市再生特別措置法では、都市の国際競争力強化を図るため特に有効な地域といたしまして、特定都市再生緊急整備地域を全国十二地域で指定をしております。具体的には、日本の経済を牽引する東京都心・臨海地域やアジアのゲートウエー機能となる福岡都市圏地域等を指定をしております。

また、我が国の都市の国際競争力強化を図る上で念頭に置くべき都市といたしましては、都市機能の集積が高く、観光集客力の観点からも競争力の高いロンドン、ニューヨーク、パリなどの世界的な大都市や、また、急速に競争力を上げてきておりますシンガポール、香港などアジアの諸都市などが挙げられると考えております。

○行田邦子君 これは政府も参考にされていると聞いていますけれども、森記念財団都市戦略研究所が世界の都市総合力ランキングというのを出して、二〇一四年のその調査結果発表ですと、東京は四位と。一位がロンドン、二位がニューヨーク、三位がパリということなんです。

こうした東京より高い位置にある、ランキングにある都市に更にそこを追い越していこうということ、それだけではなくて、やはりこの東アジアの地域におきまして、東京は今、東アジアはこのランキングですとナンバーワンですけれども、ただ、シンガポールやソウルが、シンガポールが五位、ソウルが六位ですけれども、こういった都市が近づいてきています。こうした東アジアの中でライバル都市にも負けないように、追い付かないように、しっかりと国土交通省としても施策を打っていただきたいと思います。

さらに、大臣に伺いたいと思っております。こうした東京などの大都市の国際競争力を高めるためには、ライバル都市と比較して強みと弱みはどこにあるのか、これを把握することが大切だと思っておりますが、どのように捉えていらっしゃるのか。そしてまた、この法案におきましてどの分野が強化されるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(石井啓一君) 各都市との比較には様々な指標を分析して行われておりまして、幾つかの調査がございますが、今委員が御指摘いただいた民間団体による世界の都市ランキングにおきましては、東京は、ロンドン、ニューヨーク、パリに次いで四位となっております。五位から七位にはシンガポール、ソウル、香港などのアジアの諸都市が位置付けられております。東京は上位三都市と比較をいたしますと、GDPや公共交通の充実、正確さなどに強みがあり、ホテル総数などに弱みがあるとされております。また、アジアの諸都市と比較いたしますと、経済規模等に強みがございますが、国際コンベンション開催件数や外国人の教育環境などに弱みがあるとされてお

ます。

このため、今回の法改正におきましては、国際会議場施設や外国語対応の医療、子育て支援施設等の整備に対する金融支援措置を拡充することとしております。

二〇二〇年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会もございまして、民間投資が活発することが予想されるため、交通インフラの強化等の関連施策を総動員をいたしまして、都市の国際競争力強化を進めてまいりたいと考えております。

○行田邦子君 この改正法案では国際会議場施設の整備を支援の対象とするということで、このことによつて大都市の国際競争力が一層増していくことを期待したいと思っておりますが、一方で、先ほど申し上げました森記念財団のランキングによりまして、東京の弱みは交通利便性といったことも指摘をされているようでありますので、この点、国土交通大臣、所管だと思っておりますので、しっかりと都市の国際競争力を高めるための施策を引き続きお願いしたいと思っております。

次に、防災機能の強化について伺いたいと思っております。

東日本大震災の際には、六本木ヒルズが独立した面的エネルギーシステムを維持して話題になりましたけれども、例えば大規模な地震に見舞われて、そして通常の電力系統がダウンをした場合においても継続して機能する都市エリアを整備するということは、これは海外企業が日本にオフィスを持つことのリスクを軽減させることにつながると思っております。ひいては国際競争力の強化につながると思っております。

そこで伺いたいと思うんですけれども、現在、首都圏にこのような面的エネルギーシステムが整備されたエリア、地区がどのぐらいあるのでしょうか。そしてまた、震が関の官庁においても、面的エネルギーシステム、取り組まれていると聞いていますけれども、私はこれは取り組むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(栗田卓也君) 今御指摘のとおり、自立分散型、震災時にも強い面的エネルギーシステムの導入、大変重要な課題と認識しております。若干順を異にいたしますが、震が関についてのお尋ねでございます。

震が関の中央省庁の各庁舎ですけれども、震災前、従前から、大規模地震発生時において、商用電力の配電がなくても三日間は電力使用が可能な非常用の発電施設を備えておりました。平成二十七年三月には首都直下の地震の緊急対策推進基本計画が定められております。これに従いまして、この三日というのを、一週間は継続して業務ができるというようなための燃料タンクの増設を行うというように定められておまして、現在順次整備を進めてきております。若干、面的なエネルギーシステム、今回の法案に盛り込んでありますものと手法は違いますが、震が関、官衙地区の防災性の向上を逐次進めておるところでございます。

その他、一般の業務市街地についてのお尋ねがございました。六本木ヒルズあるいは新宿副都心など、これまで七地区におきまして、首都圏でございまして、大規模地震発生時の業務継続が可能な面的エネルギーシステムが構築されております。

まだまだ不十分と思っております。今回の法案に盛り込んでおります措置を積極的に活用して、こういったシステムの普及、促進していききたいというように考えておるところでございます。

○行田邦子君 私は、震が関においても面的エネルギーシステムの整備すべきではないかなと思っておりますので、そのことを指摘しまして、次の質問に移りたいと思います。

このようなオフィスビルとか商業施設が集積するエリアにおきましては、災害時にエネルギー供給システムを活用してビジネス活動を継続するだけではなくて、東日本大震災のときの六本木ヒルズのように、帰宅困難者が逃げ込んで一時的に避難する拠点として整備することが重要だと考えて

おります。

この都市再生特別措置法が平成二十四年に改正されましたけれども、そのときに退避施設協定が制度化されました。それが施行されて四年弱が経過しているわけでありまして、この退避施設協定が締結された実績についてお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(栗田卓也君) 今、既に委員から御指摘いただきましたとおり、平成二十四年の法改正によりまして都市再生安全確保計画制度あるいは退避施設協定の制度を設けさせていただきました。都市再生安全確保計画はこれまで十五地区で策定しておりますけれども、残念ながらこの退避施設協定の締結の実績はございません。これは、民間のビルのロビー等で帰宅困難者を受け入れることについて、ビルのオーナー側にとつては、やはり賃料収入の魅力に勝てないといったようなことがあろうかと思っております。またテナント側にとつても、自分たちの営業スペースの周辺に多くの人が滞留するという点についてやはり何がしかの抵抗感がある、こういったことを背景にしているというように考えております。

ただ、いずれにしても、これ大変重要なことでありますので、この協定制度の活用、ひいては先ほど申し上げました計画制度の活用など、総合的に退避施設の確保が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

○行田邦子君 法が施行されてから四年弱が経過して、まだ協定が締結されていないというのを聞くと、非常にがっかりというか、大丈夫かなという気がするんですけれども、法の運用が何か見直す点があるのかどうか、そういったこともしっかりと検討していただきたいと思ひますし、また、せっかくなので定めた協定制度ですので、私これは大切な制度だと思っておりますので、締結がなされるように国土交通省としても後押しをしていただきたいと思ひます。

次に、町中への都市機能の効率的な誘導について伺いたいと思ひます。

私が住む地域でも、今、再開発プロジェクトが進んでおりまして、様々な多くの地権者の間での合意形成をするというのは、これ、本当に大変な作業だなというふうに出ております。

そこで伺いたいんですけれども、この度の改正法案では、地権者から見れば、いわゆる再開発ビルの中に新たな所有権を得るといふこれまでのオプションだけでなく、既存ストック活用エリアにも行けるという新たなオプションが加わることになるわけでありまして、そうしますと、かつて合意形成に向けた調整が難しくなるケースが増えるのではないかと危惧をしておりますけれども、こうした混乱が生じないような対策は考えているのでしょうか。

○政府参考人(栗田卓也君) 御指摘いただきましたとおり、今回の法改正の中で、市街地再開発事業につきまして、従前の原則は既存の建築物を全て除却、新しい建築物に従前の権利者は権利変換を受けるといふようなことは異なります法律上の制度として個別利用区制度というのを設けさせていただきたいと考えております。

この個別利用区制度を使えるということは法律上要件を明定させていただいております。既に高度利用されている建築物あるいは歴史的な建築物などの有用な既存ストックに限って個別利用区に存置又は移転することが可能というふうに定めさせていただいております。したがって、この個別利用区制度の創設によりまして、言葉としてふさわしいかどうかはともかく、その制度が濫用的に用いられて再開発事業そのものの合意形成に支障を生じるといふようなことはないと考えております。

再開発事業、そもその目的は、防災性の向上、都市環境の向上、こういった目的がございします。また、既存ストックの活用という今回の個別利用区制度の新しい制度の趣旨、こういったものをきっちりと関係者に周知徹底を図りながら、御指摘のような混乱が生じないように努めてまいりたいと考えております。

一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第二一九八号)(第二一九九号)(第二二〇〇号)(第二二〇一号)(第二二〇二号)(第二二〇三号)(第二二〇四号)(第二二〇七号)(第二二二八号)(第二二二九号)(第二二三〇号)(第二二三一号)(第二二三二号)(第二二三三号) 一、精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願(第二二三八号) 一、気象事業の整備拡充を求めることに関する請願(第二二七四号)(第二二七五号) 一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願(第二二七六号)(第二二七七号) 一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願(第二二七八号)(第二二七九号) 一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第二二八〇号)(第二二八一号) 一、気象事業の整備拡充を求めることに関する請願(第二三四三三号)(第二三四四号) 一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願(第二三四五号)(第二三四六号) 一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願(第二三四七号)(第二三四八号) 一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第二三四九号) 一、気象事業の整備拡充を求めることに関する請願(第二三九〇号) 一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願(第二三九一号) 一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願(第二三九二号) 一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第二三九三三号)(第二三九四号) 一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願(第二四六八号)	一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第二四六九号) 一、配慮ある復興公営住宅の建設、被災JＲ線の復興に関する請願(第二四七〇号)(第二四七一号)(第二四七二号)(第二四七三三号)(第二四七四号)(第二四七五号)(第二四七六号)(第二四七七号)(第二四七八号)(第二四七九号)(第二四八〇号) 一、公営住宅に関する請願(第二五四六号) 一、気象事業の整備拡充を求めることに関する請願(第二五六五号)(第二五六六号)(第二五六七号) 一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願(第二五六八号)(第二五六九号)(第二五七〇号) 一、精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願(第二五七一五号) 一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願(第二五七二五号)(第二五七三三号)(第二五七四号) 一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第二五七五五号) 一、気象事業の整備拡充を求めることに関する請願(第二五九九九号)(第二六〇〇号)(第二六〇一号) 一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願(第二六〇二二号)(第二六〇三三号)(第二六〇四号) 一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願(第二六〇五五号)(第二六〇六六号)(第二六〇七号) 一、国土強靱化の名による不要不急の大型開発をやめ、防災・老朽化対策を優先することに關する請願(第二七四〇号)(第二七四一四号)(第二七四二二号)(第二七四三三号)(第二七四四四号)(第二七四五五号)(第二七四六六号)(第二七四七七号)(第二七四八八号)(第二七四九九号)(第二七五〇号)	一、気象事業の整備拡充を求めることに関する請願(第二八四八号) 一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願(第二八四九号) 一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願(第二八五〇号) 一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第二八五一五号)(第二八五二二号)(第二八五三三号) 一、気象事業の整備拡充を求めることに関する請願(第二八八三三号)(第二八八四四号) 一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願(第二八八五五号)(第二八八六六号) 一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願(第二八八七五号)(第二八八八八号) 一、気象事業の整備拡充を求めることに関する請願(第二九一七五号) 一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願(第二九一八八号) 一、精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願(第二九一九九号) 一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願(第二九二〇号) 一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第二九二一一号)	請願者 富山市 小林美恵子 外八百名 紹介議員 又市 征治君 この請願の趣旨は、第一九九五号と同じである。 第二二二四号 平成二十八年五月十三日受理 震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願 請願者 高知市 奥宮正通 外四百九十九名 紹介議員 加藤 敏幸君 二〇一一年三月に発生した東日本大震災は未曾有の被害と原発事故をもたらした。避難者はいまだに住み慣れた地に戻る目途すら立っていない。二〇一五年九月には栃木・茨城・宮城三県での堤防決壊など広範囲に浸水被害をもたらしている豪雨や戦後最悪の被害をもたらした御嶽山を始め、口永良部島の新岳、箱根山、阿蘇山の噴火など、全国各地で災害に見舞われ、日本は災害列島と呼ばれるほど、どこで暮らしていても自然の脅威にさらされている。東海・東南海・南海地震や首都直下地震などの大規模地震も切迫しており、国民の安全・安心を守るための防災やインフラ整備は緊急な国民的課題となっている。こうした災害を未然に防止・軽減するためには、河川・道路・港湾などの社会資本の維持管理やその役割を担う地域建設業の役割が欠かせない。二〇一二年十二月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故に見られるように、現在の社会資本は、戦後の高度経済成長期に多くが建設され、老朽化が著しく、放置すれば国民生活の安全・安心に影響を及ぼしかねない。耐用年数が経過した施設の更新には年間約二十兆円の費用が必要とされ、財政難の中では、今後計画的な維持管理を施して新規構造物よりも既存施設を維持・保全していく方向に公共事業を転換させる必要がある。同時に、防災や施設の維持管理の最前線に立つ地域建設業をその担い手にふさわしく再生しなければならぬ。しかし、建設産業の置かれている低賃金や労働条件の劣悪さから、入職者は減少し、産業自体が消
--	--	--	--

滅しかねない重大な危機に陥っている。企業の存続や技術の継承、建設労働者の確保困難などに対応するため、いわゆる建設産業の担い手三法が制定されたが、最前線で働く労働者の適正賃金確保や労働環境改善には至っていない。

ついで、次の事項について実現を図られた。

一、災害からの復興、公共事業を防災・生活関連・環境保全優先に転換すること。

1 東日本大震災を始めとする災害からの復興・復興を最優先で行うこと。

2 公共事業を防災・生活関連・環境保全の事業優先に転換すること。

3 公共工事の監督・検査、公共施設の維持・管理は国と自治体が責任を持って行うこと。

4 公共事業発注官公庁及び独立行政法人等の体制を強化し、必要な職員を確保すること。

5 災害復興及び公共事業の計画策定に当たっては、過程の情報公開、住民参加システムの確立、年次ごとの再検討を原則とすること。

二、公正な賃金・労働条件と中小業者の適正な収入・仕事を確保すること。

1 建設産業の元下関係における片務性を是正し、下請及び資材業者の適正な利益が確保される仕組みをつくること。

2 地域の安全・安心を支える中小建設業者の経営安定と建設労働者の雇用を確保できる持続的な施策を実行すること。

3 公共工事及び公共業務等を適正な価格で受注できる入札・契約方式の仕組みをつくること。

4 中小建設・建設関連業が優先的に受注できる施策を実施し、発注機関に官公需法を徹底させること。

第二二二五号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者 岡山県備前市 鶴川克己 外六千九百九十九名

紹介議員 石井 正弘君
憲法第十四条は「法の下平等」をうたい、国連の障害者権利条約第四条は「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」と明記している。障害者基本法は、精神障害者も「障害者」と規定している。障害者差別解消法は「差別の解消」を宣言している。身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から精神障害者を除外することは、憲法・条約・国内法の理念や条文にも反している。

ついで、次の事項について実現を図られた。

一、精神障害者も身体・知的障害者と同様にJRなど交通運賃割引制度の適用対象にすること。

第二二二六号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者 大分県宇佐市 瀧上和惟 外五千九百九十九名

紹介議員 磯崎 陽輔君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二二七号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者 埼玉県鴻巣市 佐川まこと 外九百九十九名

紹介議員 西田 実仁君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二二八号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者 島根県雲南市 青山友行 外九百九十九名

紹介議員 山本 博司君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二二九号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者 島根県松江市 石橋和徳 外千名

紹介議員 磯崎 仁彦君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二三〇号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市 関口忠光 外四千名

紹介議員 高橋 克法君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二二二一号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者 高知市 掛橋繁則 外七千名

紹介議員 広田 一君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二二三二号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者 愛媛県宇和島市 家田充博 外九百九十九名

紹介議員 三宅 伸吾君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二二三三号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者 浜松市 寺澤暢紘 外六千名

紹介議員 牧野たかお君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二二三四号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者 東京都練馬区 松沢勝 外一万五千九百九十九名

紹介議員 竹谷とし子君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二二三五号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者 富山市 作田洋子 外四千名

紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二二三六号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者 名古屋市中 花井貞子 外二千名

紹介議員 新妻 秀規君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二二三七号 平成二十八年五月十三日受理
精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願
請願者 北九州市 細井裕子 外八百九十名

紹介議員 河野 義博君
この請願の趣旨は、第一九九五号と同じである。

第二二二三八号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市 大越進 外四千名

紹介議員 上野 通子君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二二三九号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者 和歌山県海草郡紀美野町 大島信雄 外二千名

紹介議員 鶴保 庸介君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二四〇号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願
請願者 福岡市 判田章江 外六千名

紹介議員 神本美恵子君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二四九号 平成二十八年五月十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 岐阜県各務原市 井上俊子 外千名 紹介議員 小見山幸治君 この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。 第二二五四号 平成二十八年五月十三日受理 精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願 請願者 宮崎市 上原直美 外八百七名 紹介議員 足立 信也君 この請願の趣旨は、第一九九五号と同じである。 第二二九七号 平成二十八年五月十六日受理 精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願 請願者 大阪府東大阪市 太田養子 外六百七十二名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第一九九五号と同じである。 第二二九八号 平成二十八年五月十六日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願 請願者 奈良県生駒郡斑鳩町 西村恭子 外六千名 紹介議員 堀井 巖君 この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。 第二二九九号 平成二十八年五月十六日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願 請願者 福島県会津若松市 吉原秀一 外二百七十二名 紹介議員 増子 輝彦君 この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。 第二三〇〇号 平成二十八年五月十六日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願 請願者 奈良市 奥田和男 外六千名 紹介議員 前川 清成君	この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。 第二二〇一号 平成二十八年五月十六日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願 請願者 石川県金沢市 中谷賢宗 外三千三百七十一名 紹介議員 山田 修路君 この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。 第二二〇二号 平成二十八年五月十六日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願 請願者 埼玉県秩父市 深田徳夫 外二千九百名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。 第二二〇三号 平成二十八年五月十六日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願 請願者 茨城県水戸市 久保田英明 外千九百九十九名 紹介議員 藤田 幸久君 この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。 第二二〇四号 平成二十八年五月十六日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願 請願者 栃木県下野市 前野澄子 外四千名 紹介議員 田城 郁君 この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。 第二二二七号 平成二十八年五月十六日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願 請願者 兵庫県姫路市 本條義和 外二千名 紹介議員 松村 祥史君 この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。 第二二二八号 平成二十八年五月十六日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願	この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。 第二二二九号 平成二十八年五月十六日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願 請願者 岐阜市 服部信子 外千名 紹介議員 大野 泰正君 この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。 第二二三〇号 平成二十八年五月十六日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願 請願者 鳥取県岩美郡岩美町 浜崎智熙 外三千名 紹介議員 舞立 昇治君 この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。 第二二三一号 平成二十八年五月十六日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願 請願者 大阪府高槻市 倉町公之 外二千名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。 第二二三二号 平成二十八年五月十六日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願 請願者 岐阜県関市 山田偉雄 外九百九十九名 紹介議員 渡辺 猛之君 この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。 第二二三三号 平成二十八年五月十六日受理 精神障害者の交通運賃に関する請願 請願者 広島県廿日市市 八木琢之 外二千名 紹介議員 溝手 顕正君 この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。 第二二三八号 平成二十八年五月十六日受理	精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願 請願者 東京都江戸川区 新名絹子 外七百九十九名 紹介議員 小川 敏夫君 この請願の趣旨は、第一九九五号と同じである。 第二二七四号 平成二十八年五月十七日受理 気象事業の整備拡充を求めることに関する請願 請願者 東京都品川区 山本淑子 外四百九十九名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。 第二二七五号 平成二十八年五月十七日受理 気象事業の整備拡充を求めることに関する請願 請願者 岩手県盛岡市 滝沢勝利 外四百九十九名 紹介議員 平野 達男君 この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。 第二二七六号 平成二十八年五月十七日受理 海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願 請願者 東京都調布市 下田春人 外四百九十九名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。 第二二七七号 平成二十八年五月十七日受理 海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願 請願者 岩手県北上市 小田島修一 外四百九十九名 紹介議員 平野 達男君 この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。 第二二七八号 平成二十八年五月十七日受理 震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業
---	---	--	---

の再生に関する請願

請願者 東京都八王子市 山口真実子 外

四百九十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二二七九号 平成二十八年五月十七日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 岩手県一関市 金野順行 外四百九十九名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二二八〇号 平成二十八年五月十七日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 福岡市 野澤重信 外六千名

紹介議員 江崎 孝君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二八一号 平成二十八年五月十七日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 石川県金沢市 奥山純一 外二千名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二三四三号 平成二十八年五月十七日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 北海道函館市 伊藤正光 外四百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第二三四四号 平成二十八年五月十七日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 北海道足寄郡足寄町 工藤健太 外四百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第二三四五号 平成二十八年五月十七日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 長野県上水内郡信濃町 中村和喜 外四百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二三四六号 平成二十八年五月十七日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 宮城県遠田郡美里町 松浦正広 外四百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二三四七号 平成二十八年五月十七日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 長野県大町市 小塚芳夫 外四百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二三四八号 平成二十八年五月十七日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 富山県黒部市 高村直幸 外四百九十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二三四九号 平成二十八年五月十七日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 茨城県筑西市 古池源造 外二千九百九十九名

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二三九〇号 平成二十八年五月十七日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 岡山市 田中和枝 外四百九十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第二三九一号 平成二十八年五月十七日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 岡山県真庭市 西田英之 外二百十二名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二三九二号 平成二十八年五月十七日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 岡山市 柚木智美 外四百四十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二三九三号 平成二十八年五月十七日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 兵庫県加古川市 橋本祐子 外三千名

紹介議員 水岡 俊一君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二三九四号 平成二十八年五月十七日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 鳥根県松江市 小川将 外二千名

紹介議員 島田 三郎君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二四六八号 平成二十八年五月十八日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 秋田市 佐々木凌 外六百二十三名

紹介議員 寺田 典城君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 秋田市 佐々木凌 外六百二十三名

紹介議員 寺田 典城君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二四六九号 平成二十八年五月十八日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 富山市 中村喜久男 外四千名

紹介議員 野上浩太郎君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二四七〇号 平成二十八年五月十八日受理

配慮ある復興公営住宅の建設、被災JR線の復興に関する請願

請願者 長野市 森山空 外二百九十七名

紹介議員 井上 哲士君

東日本大震災と東電福島第一原発事故から五年、復興は遅々として進まず、今なお約十七万八千人が避難生活を余儀なくされ、震災関連死は三千四百七人に上る。復興集中期間の五年を契機として被災地への支援を縮小せず、未曾有の大震災の復興にふさわしい予算を継続し、生活再建最優先の対策が進むことを被災者はもちろん多くの国民が望んでいる。また、全国各地で予想される大地震や災害に備えた対策の充実も急がれる。ついては、災害によって生存権が危機に瀕したときにこそ人間らしい最低限の生活が保障されるよう、次の事項について実現を図りたい。

一、希望者全員が入居でき、世帯の要望に見合った復興公営住宅の建設、家賃や生活などの支援、自主的なコミュニティづくりへの支援、長期化する仮設住宅でも住めるような住民の要望を踏まえた改善、地元木材等の活用と業者への発注を定着させること。

二、被災で不通となったJR線については沿線住民・自治体の意向に沿って、速やかな復旧をJR東日本に働きかけ、鉄路復旧のための支援策

を取るなど公共交通の復興に国が責任を持つこと。

第二四七二号 平成二十八年五月十八日受理
配慮ある復興公営住宅の建設、被災JR線の復興に関する請願
請願者 滋賀県草津市 前田よし子 外二
百九十七名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二四七〇号と同じである。

第二四七三号 平成二十八年五月十八日受理
配慮ある復興公営住宅の建設、被災JR線の復興に関する請願
請願者 秋田県大館市 佐々木邦子 外二
百九十七名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二四七〇号と同じである。

第二四七四号 平成二十八年五月十八日受理
配慮ある復興公営住宅の建設、被災JR線の復興に関する請願
請願者 東京都文京区 中島和子 外二
百九十七名
紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二四七〇号と同じである。

第二四七五号 平成二十八年五月十八日受理
配慮ある復興公営住宅の建設、被災JR線の復興に関する請願
請願者 京都府舞鶴市 山口真子 外二
百九十七名
紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二四七〇号と同じである。

第二四七六号 平成二十八年五月十八日受理
配慮ある復興公営住宅の建設、被災JR線の復興に関する請願
請願者 東京都足立区 益子ヒロミ 外二
百九十七名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二四七〇号と同じである。

第二四七七号 平成二十八年五月十八日受理
配慮ある復興公営住宅の建設、被災JR線の復興に関する請願
請願者 東京都文京区 中村暢子 外二
百九十七名
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二四七〇号と同じである。

第二四七八号 平成二十八年五月十八日受理
配慮ある復興公営住宅の建設、被災JR線の復興に関する請願
請願者 奈良県橿原市 田中佑奈 外二
百九十七名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二四七〇号と同じである。

第二四七九号 平成二十八年五月十八日受理
配慮ある復興公営住宅の建設、被災JR線の復興に関する請願
請願者 高知県安芸市 門田和代 外三
百九十七名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二四七〇号と同じである。

第二四八〇号 平成二十八年五月十八日受理
配慮ある復興公営住宅の建設、被災JR線の復興に関する請願
請願者 大阪府大東市 内村知子 外二
百九十七名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二四七〇号と同じである。

第二四八〇号 平成二十八年五月十八日受理
配慮ある復興公営住宅の建設、被災JR線の復興に関する請願
請願者 名古屋市 沢辺稔 外四千十名
紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第二四七〇号と同じである。

第二四八〇号 平成二十八年五月十八日受理
配慮ある復興公営住宅の建設、被災JR線の復興に関する請願
請願者 名古屋市 沢辺稔 外四千十名
紹介議員 吉田 忠智君

（一）阪神淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害に対して、公共賃貸住宅は大きな役割を果たした。また、超高齢社会における年金生活者である高齢者や子育て中のシングルマザー及び派遣労働者に代表される年収二百万円以下の非正規労働者等の居住の安定にとつて、公共賃貸住宅は必要不可欠である。しかしながら、公営住宅は都市部を中心に応募倍率が高倍率になっており、入居できない事態が起きている。住まいは基本的な権利という立場で公共賃貸住宅重視の住宅政策に転換し、国民の居住の安定を図ることは、国の大きな役割である。（二）二〇二五年は、団塊の世代が後期高齢者となり、文字どおり超高齢社会を迎える。介護需要も増大することは必至であり、住み慣れた地域で安心して暮らしている地域包括ケア構想も議論されている。このように、時代のニーズに応じた柔軟な公共賃貸住宅政策が求められている。高齢者の居住の安定を図る施策としてサービス付き高齢者住宅が民間主導で展開されているが、入居費用が家賃とサービス内容（食事、生活支援サービス、共益費等）にもよるが、二十万円以上と高額になっている。公営住宅にサービス付き高齢者住宅要素を取り入れ、高齢者が安心して安心して住み続けられる住宅政策を求めると。（三）公営住宅への入居の公平性を担保するとして地位継承を原則配偶者にする施策では、高齢の親を介護する子が親の死亡後は地位継承できずに退去を余儀なくされるという状況が生まれている。子が同居することで親はその生涯を全うすることができたが、その子が住宅を追い出されると

（二）超高齢社会の現状を踏まえ、時代のニーズに応じた柔軟な住宅政策を展開し、特にサービス付き高齢者住宅は、民間主導ではなく公共主導で公営住宅等に導入を図ること。

二、地位継承を原則配偶者という施策を廃止し、現入居者の居住の安定を図ること。

第二五五号 平成二十八年五月十八日受理
気象事業の整備拡充を求めることに関する請願
請願者 沖縄県宜野湾市 前里光太郎 外二百七十六名
紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第二五六号 平成二十八年五月十八日受理
気象事業の整備拡充を求めることに関する請願
請願者 北海道山越郡長万部町 小山内敏洋 外四百九十九名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第二五六八号 平成二十八年五月十八日受理
海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関

する請願

請願者 沖縄県浦添市 大城龍司 外百四十九名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二五六九号 平成二十八年五月十八日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 宮城県黒川郡富谷町 高沢恭平 外百五十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二五七〇号 平成二十八年五月十八日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 北海道釧路市 中野健司 外百四十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二五七一号 平成二十八年五月十八日受理

精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 広島県三次市 高杉和正 外百三十三名

紹介議員 森本 真治君

この請願の趣旨は、第一九九五号と同じである。

第二五七二号 平成二十八年五月十八日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 沖縄県那覇市 城間敦 外百六十八名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二五七三号 平成二十八年五月十八日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 石川県小松市 太田健 外四百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二五七四号 平成二十八年五月十八日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 石川県白山市 山下富吉 外四百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二五七五号 平成二十八年五月十八日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 島根県松江市 桑垣眞理子 外九百九十九名

紹介議員 木村 義雄君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二五九九号 平成二十八年五月十八日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都立川市 中村伸一 外四百七十七名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第二六〇〇号 平成二十八年五月十八日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 仙台市 千葉仁一 外四百九十九名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 宮城県多賀城市 大槻金二 外四百九十九名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二六〇三号 平成二十八年五月十八日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 仙合市 千葉仁一 外百四十二名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二六〇四号 平成二十八年五月十八日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 秋田市 佐藤宏哉 外百四十九名

紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二六〇五号 平成二十八年五月十八日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 東京都足立区 福本成吉 外四百九十九名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二六〇六号 平成二十八年五月十八日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 宮城県多賀城市 大槻金二 外四百九十九名

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 石川県金沢市 中村賢良 外四百九十九名

紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二七四〇号 平成二十八年五月十九日受理

国土強靱化の名による不要不急の大型開発をやめ、防災・老朽化対策を優先することに関する請願

請願者 京都市 高橋彩 外九十名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第二七四一号 平成二十八年五月十九日受理

国土強靱化の名による不要不急の大型開発をやめ、防災・老朽化対策を優先することに関する請願

請願者 奈良市 藤田芳枝 外九十名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第二七四二号 平成二十八年五月十九日受理

国土強靱化の名による不要不急の大型開発をやめ、防災・老朽化対策を優先することに関する請願

請願者 札幌市 一條奈々 外九十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第二七四三号 平成二十八年五月十九日受理

国土強靱化の名による不要不急の大型開発をやめ、防災・老朽化対策を優先することに関する請願

請願者 宮城県多賀城市 大槻金二 外四百九十九名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

請願者 東京都北区 入佐佐千代 外九十名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第二七四四号 平成二十八年五月十九日受理

国土強靱化の名による不要不急の大型開発をやめ、防災・老朽化対策を優先することに関する請願

請願者 京都市 椿原千香子 外九十名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第二七四五号 平成二十八年五月十九日受理

国土強靱化の名による不要不急の大型開発をやめ、防災・老朽化対策を優先することに関する請願

請願者 山梨県甲府市 大山きく子 外九十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第二七四六号 平成二十八年五月十九日受理

国土強靱化の名による不要不急の大型開発をやめ、防災・老朽化対策を優先することに関する請願

請願者 東京都中野区 阿部君子 外九十名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第二七四七号 平成二十八年五月十九日受理

国土強靱化の名による不要不急の大型開発をやめ、防災・老朽化対策を優先することに関する請願

請願者 大阪市 相澤ひとみ 外九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第二七八八号 平成二十八年五月十九日受理

国土強靱化の名による不要不急の大型開発をやめ、防災・老朽化対策を優先することに関する請願

請願者 大阪市 松井よね 外九十名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第二七四九号 平成二十八年五月十九日受理

国土強靱化の名による不要不急の大型開発をやめ、防災・老朽化対策を優先することに関する請願

請願者 愛媛県今治市 清水幸子 外九十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第二七五〇号 平成二十八年五月十九日受理

国土強靱化の名による不要不急の大型開発をやめ、防災・老朽化対策を優先することに関する請願

請願者 大阪市 西智子 外九十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第二八四八号 平成二十八年五月十九日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 福島県本宮市 藤井明美 外六百三名

紹介議員 田城 郁君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第二八四九号 平成二十八年五月十九日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 福島県郡山市 渡辺敏広 外四百九十九名

紹介議員 田城 郁君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二八五〇号 平成二十八年五月十九日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 福島県いわき市 堀江克彦 外四百九十九名

紹介議員 田城 郁君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二八五一号 平成二十八年五月十九日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 愛媛県西条市 大岩金司 外四千名

紹介議員 井原 巧君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二八五二号 平成二十八年五月十九日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 埼玉県狭山市 白内美和子 外四千名

紹介議員 行田 邦子君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二八五三号 平成二十八年五月十九日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 愛知県尾張旭市 柘植伸子 外二千名

紹介議員 安井美沙子君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二八八三号 平成二十八年五月十九日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 北海道中川郡本別町 川本千枝 外四百九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 京都府木津川市 岡口美嘉子 外三百六十名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第二八八五号 平成二十八年五月十九日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 北海道釧路市 寺岡賢豊 外四百九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二八八六号 平成二十八年五月十九日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 京都府舞鶴市 新宮利昭 外六百十四名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二八八七号 平成二十八年五月十九日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 石川県かほく市 松田金十郎 外四百九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二八八八号 平成二十八年五月十九日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 京都府舞鶴市 桐山岳士 外二百五十名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二九一七号 平成二十八年五月十九日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 埼玉県所沢市 渥美雅浩 外四百九十九名

紹介議員 大野 元裕君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第二九一八号 平成二十八年五月十九日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 埼玉県上尾市 長谷川秀夫 外三百七十名

紹介議員 大野 元裕君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二九一九号 平成二十八年五月十九日受理

精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 熊本市 田上洋一 外九百九十九名

紹介議員 相原久美子君

この請願の趣旨は、第一九九五号と同じである。

第二九二〇号 平成二十八年五月十九日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 埼玉県越谷市 島和寛 外四百九十九名

紹介議員 大野 元裕君

この請願の趣旨は、第二一二四号と同じである。

第二九二二号 平成二十八年五月十九日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 京都市 平井恵子 外二千名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第二一二五号と同じである。

五月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、気象事業の整備拡充を求めることに関する

請願(第三〇八七号)

一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願(第三〇八八号)

一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願(第三〇八九号)

一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第三〇九〇号)

一、気象事業の整備拡充を求めることに関する請願(第三二五四号)

一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願(第三二五五号)

一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願(第三二五六号)

一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第三一八〇号)

一、羽田空港の増便計画による航空機の都心飛行、品川低空飛行ルート計画白紙撤回に関する請願(第三二八二一〇号)

一、公営住宅に関する請願(第三三八九号)

一、羽田空港の増便計画による航空機の都心飛行、品川低空飛行ルート計画白紙撤回に関する請願(第三二八二一〇号)

一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第三三三九〇号)

一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第三四六三三〇号)

一、成田空港の騒音対策に関する請願(第三四六五五号)

第三〇八七号 平成二十八年五月二十日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 茨城県つくば市 河和宏 外二万四千名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第三〇八八号 平成二十八年五月二十日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 茨城県つくば市 河和宏 外四千名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第三〇八八号 平成二十八年五月二十日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第三〇八九号 平成二十八年五月二十日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 茨城県つくば市 河和宏 外六万四千一名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二一二四号と同じである。

第三〇九〇号 平成二十八年五月二十日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 滋賀県大津市 野地芳雄 外千九百九十九名

紹介議員 二之湯 智君

この請願の趣旨は、第二一二五号と同じである。

第三一五四号 平成二十八年五月二十日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 石川県金沢市 中野理佳 外五百四十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第三一五五号 平成二十八年五月二十日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 北海道千歳市 佐藤美名 外百四十八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第三一五六号 平成二十八年五月二十日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 石川県能美市 山本勝彦 外四百九十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二一二四号と同じである。

第三一八〇号 平成二十八年五月二十日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡湯梨浜町 中本昌年 外二千名

紹介議員 浜田 和幸君

この請願の趣旨は、第二一二五号と同じである。

第三一八二一〇号 平成二十八年五月二十日受理

羽田空港の増便計画による航空機の都心飛行、品川低空飛行ルート計画白紙撤回に関する請願

請願者 横浜市 安藤雄二 外二百九十九名

紹介議員 吉良よし子君

国土交通省から羽田空港増便計画による飛行ルート変更が発表され、現在地区ごとに説明会が催されている。国土交通省の説明によると、南風のときには、羽田空港A滑走路、C滑走路を午後三時から午後七時まで航空機の着陸のため使用する、その間一時間当たり四十四機の割合で都心上空を飛行する、などというものである。航空機による騒音は品川で八十デシベル以上にもなり、騒音や脚出しの際の水落下や部品などの落下、万一の事故にとどまらず、PM二・五などの有害排気による大気汚染の広がりで都民の健康被害も想定される。東京都心に住み働く数百万人を危険にさらすことは絶対に避けなければならない。都心に航空機を飛ばさなというルールを崩すことがないよう求める。この計画については、説明会の参加者や住民から「中止してほしい」との圧倒的意見が国土交通省に寄せられ、マスコミも注目している。また、地方活性化の意味でも近隣県の飛行場を使用すべきであり、羽田空港増便だけが経済効果を上げることにはならない。二〇一六年度予算に飛行ルート変更を前提にした航空保安施設、誘導路等の整備に係る調査、設計費が盛り込まれていることなどから、計画を早急に中止するよう決定することを求める。

については、次の事項について実現を図られた
い。

一、羽田増便による都心上空飛行計画を中止する
こと。

二、羽田空港のA・C滑走路の新着陸誘導装置等
の建設を中止すること。

第三一八二号 平成二十八年五月二十日受理
羽田空港の増便計画による航空機の都心飛行、品
川低空飛行ルート計画白紙撤回に関する請願

請願者 東京都練馬区 安達洋子 外二千
三百九十九名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第三一八一号と同じである。

第三三八九号 平成二十八年五月二十三日受理
公営住宅に関する請願

請願者 大阪府高槻市 森益樹 外一万二
千七百四十二名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第二五四六号と同じである。

第三三九〇号 平成二十八年五月二十三日受理
羽田空港の増便計画による航空機の都心飛行、品
川低空飛行ルート計画白紙撤回に関する請願

請願者 東京都江東区 大川つね 外二百
九十九名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第三一八一号と同じである。

第三四六三号 平成二十八年五月二十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 名古屋市中村区 堀場洋二 外千九百九
十九名

紹介議員 斎藤 嘉隆君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第三四六四号 平成二十八年五月二十三日受理
精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 宮城県柴田郡柴田町 菊地敏 外
千九百九十九名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

請願者 島根県松江市 谷口紘一 外二千
名

紹介議員 青木 一彦君
この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第三四六五号 平成二十八年五月二十三日受理
成田空港の騒音対策に関する請願

請願者 千葉県成田市 小川國彦 外三十
三名

紹介議員 柴田 巧君
成田空港の航路変更がなされたが、同意手続が
不十分で、住民に十分な説明がなされないまま今
日に及んでいる。住民として、(一)今後、住民と
自治体と航空会社との間に協議会を設置すること
(二)住民調査団として、騒音被害の実情、落下物
の被害調査等の救済対策に当たる第三者組織を立
ち上げること(三)空港騒音等についての学者、研
究者の自主参加を要請し、研究調査、政策方針の
立案についての協力を得ること(四)成田市所在の
成田山新勝寺上空飛行の禁止について、国、地方
自治体、航空会社に対し、永久にこの措置を順守
することを強く求める。その状況としては、最近、
成田空港の利用増大に伴い、騒音公害も増大し
ている。その理由は、四者協議会(国、千葉
県、空港周辺九市町、NAA)による会議の内容
が成田空港の増便対策に重点が置かれ、第三滑走
路の建設、空港用地の拡大のみが検討されて、住
民に周知されず空港の航路変更が行われたことと
ある。さらに、増便対策の一環として飛行時間の
現行規制(夜間十一時から翌朝六時まで)の時間延
長を政府、航空会社関係者が公然と発言する状況
がある。二〇〇一年から二〇一六年にかけて延べ
四回の四者協議会が開かれ、これらの問題が正式
な議題として取り上げられてきた。しかし、根本
的な問題として、この協議会には空港関係地域の
住民団体、住民代表、公平な立場に立つ学識経験
者、専門家が参加していない不公正な協議会とな
っていることがある。

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第三四六六号 平成二十八年五月二十三日受理
成田空港の騒音対策に関する請願

請願者 千葉県成田市 小川國彦 外三十
三名

紹介議員 柴田 巧君
成田空港の航路変更がなされたが、同意手続が
不十分で、住民に十分な説明がなされないまま今
日に及んでいる。住民として、(一)今後、住民と
自治体と航空会社との間に協議会を設置すること
(二)住民調査団として、騒音被害の実情、落下物
の被害調査等の救済対策に当たる第三者組織を立
ち上げること(三)空港騒音等についての学者、研
究者の自主参加を要請し、研究調査、政策方針の
立案についての協力を得ること(四)成田市所在の
成田山新勝寺上空飛行の禁止について、国、地方
自治体、航空会社に対し、永久にこの措置を順守
することを強く求める。その状況としては、最近、
成田空港の利用増大に伴い、騒音公害も増大し
ている。その理由は、四者協議会(国、千葉
県、空港周辺九市町、NAA)による会議の内容
が成田空港の増便対策に重点が置かれ、第三滑走
路の建設、空港用地の拡大のみが検討されて、住
民に周知されず空港の航路変更が行われたことと
ある。さらに、増便対策の一環として飛行時間の
現行規制(夜間十一時から翌朝六時まで)の時間延
長を政府、航空会社関係者が公然と発言する状況
がある。二〇〇一年から二〇一六年にかけて延べ
四回の四者協議会が開かれ、これらの問題が正式
な議題として取り上げられてきた。しかし、根本
的な問題として、この協議会には空港関係地域の
住民団体、住民代表、公平な立場に立つ学識経験
者、専門家が参加していない不公正な協議会とな
っていることがある。

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第三四六七号 平成二十八年五月二十三日受理
成田空港の騒音対策に関する請願

請願者 千葉県成田市 小川國彦 外三十
三名

紹介議員 柴田 巧君
成田空港の航路変更がなされたが、同意手続が
不十分で、住民に十分な説明がなされないまま今
日に及んでいる。住民として、(一)今後、住民と
自治体と航空会社との間に協議会を設置すること
(二)住民調査団として、騒音被害の実情、落下物
の被害調査等の救済対策に当たる第三者組織を立
ち上げること(三)空港騒音等についての学者、研
究者の自主参加を要請し、研究調査、政策方針の
立案についての協力を得ること(四)成田市所在の
成田山新勝寺上空飛行の禁止について、国、地方
自治体、航空会社に対し、永久にこの措置を順守
することを強く求める。その状況としては、最近、
成田空港の利用増大に伴い、騒音公害も増大し
ている。その理由は、四者協議会(国、千葉
県、空港周辺九市町、NAA)による会議の内容
が成田空港の増便対策に重点が置かれ、第三滑走
路の建設、空港用地の拡大のみが検討されて、住
民に周知されず空港の航路変更が行われたことと
ある。さらに、増便対策の一環として飛行時間の
現行規制(夜間十一時から翌朝六時まで)の時間延
長を政府、航空会社関係者が公然と発言する状況
がある。二〇〇一年から二〇一六年にかけて延べ
四回の四者協議会が開かれ、これらの問題が正式
な議題として取り上げられてきた。しかし、根本
的な問題として、この協議会には空港関係地域の
住民団体、住民代表、公平な立場に立つ学識経験
者、専門家が参加していない不公正な協議会とな
っていることがある。

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第三四六八号 平成二十八年五月二十四日受理
気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 千葉県高松市 松原金雄 外二千
二百三十六名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第三四六九号 平成二十八年五月二十四日受理
気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 宮城県柴田郡柴田町 菊地敏 外
千九百九十九名

い。(資料添付)
一、成田空港の航路変更に伴う騒音対策に対し、
住民の意見を聞き万全を期すること。

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、気象事業の整備拡充を求めることに関する
請願(第三五二二二号)

一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡
充に関する請願(第三五二四号)

一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建
設産業の再生に関する請願(第三五二五号)

一、気象事業の整備拡充を求めることに関する
請願(第三五六七号)(第三五六八号)(第三五
六九号)

一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡
充に関する請願(第三五七〇号)(第三五七一
号)(第三五七二号)

一、精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制
度を適用すること等に関する請願(第三五七
三号)

一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建
設産業の再生に関する請願(第三五七四号)

一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第三
五七五号)(第三五七六号)(第三五七七号)

一、羽田空港の増便計画による航空機の都心飛
行、品川低空飛行ルート計画白紙撤回に関す
る請願(第三五七八号)

一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建
設産業の再生に関する請願(第三六三〇号)

(第三六三二二号)

一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第三
六三三二二号)(第三六三三三三号)(第三六三五
五五五号)

一、気象事業の整備拡充を求めることに関する
請願(第三六八二二二号)

一、海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡
充に関する請願(第三六八三三三号)

一、震災復興、国民の安全・安心の実現への建
設産業の再生に関する請願(第三六八四四四号)

一、精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制
度を適用すること等に関する請願(第三七〇
五五五号)

一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第三
七〇六六六号)

一、精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制
度を適用すること等に関する請願(第三七〇
五五五号)

一、精神障害者の交通運賃に関する請願(第三
七〇六六六号)

第三五一三三三号 平成二十八年五月二十四日受理
気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 千葉県高松市 松原金雄 外二千
二百三十六名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第三五一四四号 平成二十八年五月二十四日受理
海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に
関する請願

請願者 千葉県市原市 土橋一弘 外千九
十四名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第三五一五五号 平成二十八年五月二十四日受理
震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業
の再生に関する請願

請願者 三重県津市 辻重美 外五千三百
七十五名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三五六七号 平成二十八年五月二十四日受理
気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 北海道河西郡中札内村 平山直人
外四百九十九名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第三五六八号 平成二十八年五月二十四日受理
気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 宮城県柴田郡柴田町 菊地敏 外
千九百九十九名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第三五六九号 平成二十八年五月二十四日受理
気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 宮城県柴田郡柴田町 菊地敏 外
千九百九十九名

百九十九名

紹介議員 和田 政宗君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第三五六九号 平成二十八年五月二十四日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 北海道函館市 佐藤健 外四百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第三五七〇号 平成二十八年五月二十四日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 宮城県宮城郡利府町 佐藤均 外百五十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第三五七一号 平成二十八年五月二十四日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 仙台市 今野靖彬 外四百九十九名

紹介議員 和田 政宗君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第三五七二号 平成二十八年五月二十四日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 宮城県岩沼市 京谷隆博 外百五十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第三五七三号 平成二十八年五月二十四日受理

精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 東京都豊島区 松本庸 外七百九十九名

十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一九九五号と同じである。

第三五七四号 平成二十八年五月二十四日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 長野県東御市 比田井達彦 外四百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二一二四号と同じである。

第三五七五号 平成二十八年五月二十四日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 秋田市 金京子 外二千名

紹介議員 中泉 松司君

この請願の趣旨は、第二一二五号と同じである。

第三五七六号 平成二十八年五月二十四日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 山梨県北杜市 山田力三 外一万六千三百二十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二一二五号と同じである。

第三五七七号 平成二十八年五月二十四日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 仙台市 黒川洋 外五千名

紹介議員 和田 政宗君

この請願の趣旨は、第二一二五号と同じである。

第三五七八号 平成二十八年五月二十四日受理

羽田空港の増便計画による航空機の都心飛行、品川低空飛行ルート計画白紙撤回に関する請願

請願者 東京都品川区 木浪美智子 外四百九十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三一八一号と同じである。

第三六三〇号 平成二十八年五月二十四日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 長野市 石坂則男 外四百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二一二四号と同じである。

第三六三一号 平成二十八年五月二十四日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 宮城県岩沼市 緒方誠司 外四百九十九名

紹介議員 和田 政宗君

この請願の趣旨は、第二一二四号と同じである。

第三六三二号 平成二十八年五月二十四日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 広島県福山市 北村環 外二千名

紹介議員 森本 真治君

この請願の趣旨は、第二一二五号と同じである。

第三六三三号 平成二十八年五月二十四日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 福岡県糟屋郡篠栗町 一木猛 外五千名

紹介議員 大家 敏志君

この請願の趣旨は、第二一二五号と同じである。

第三六六五号 平成二十八年五月二十五日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市 伊勢居良之 外四千名

紹介議員 井原 巧君

この請願の趣旨は、第二一二五号と同じである。

第三六八二号 平成二十八年五月二十五日受理

気象事業の整備拡充を求めることに関する請願

請願者 北海道旭川市 浅野勝之 外三百三十九名

十八名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第三六八三号 平成二十八年五月二十五日受理

海洋の環境と国民生活を守る事業の体制拡充に関する請願

請願者 札幌市 浜田佳佑 外二百六十四名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第三六八四号 平成二十八年五月二十五日受理

震災復興、国民の安全・安心の実現への建設産業の再生に関する請願

請願者 札幌市 千葉貴寿 外一万九百九十四名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二一二四号と同じである。

第三七〇五号 平成二十八年五月二十五日受理

精神保健福祉手帳所持者に交通運賃減額制度を適用すること等に関する請願

請願者 横浜市 江洲かえで 外七百九十九名

紹介議員 牧山ひろえ君

この請願の趣旨は、第一九九五号と同じである。

第三七〇六号 平成二十八年五月二十五日受理

精神障害者の交通運賃に関する請願

請願者 神奈川県座間市 上島宏江 外三千名

紹介議員 牧山ひろえ君

この請願の趣旨は、第二一二五号と同じである。

平成二十八年六月十四日印刷

平成二十八年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C